

# 国際通貨研レポート



Institute for International Monetary Affairs (IIMA)

公益財団法人 国際通貨研究所

## アジア主要国のリテール金融市場の現状と課題

### ～東南アジア・インド～

公益財団法人 国際通貨研究所  
経済調査部 主任研究員 福地 亜希

[aki\\_fukuchi@iima.or.jp](mailto:aki_fukuchi@iima.or.jp)

経済調査部 上席研究員 小宮 佳菜

[kana\\_komiya@iima.or.jp](mailto:kana_komiya@iima.or.jp)

#### <目次>

I. 総論 .....	4
1. アジア主要国における金融包摂と銀行貸出の動向 .....	4
(1) 金融包摂の現状 .....	4
(2) 銀行貸出の動向 .....	5
2. アジア主要国のリテール金融市場 .....	5
(1) 概要 .....	5
(2) 制度・規制動向 .....	7
II. 各国編タイ .....	9
1. タイ .....	9
(1) リテール金融市場の現状と課題 .....	9
(2) 金融セクターの健全性 .....	12
(3) 小括 .....	14
2. インドネシア .....	15
(1) リテール金融市場の現状と課題 .....	15
(2) 金融セクターの健全性 .....	19
(3) 小括 .....	21

3.	フィリピン.....	22
	(1) リテール金融市場の現状と課題.....	22
	(2) 金融セクターの健全性.....	24
	(3) 小括.....	25
4.	ベトナム.....	27
	(1) リテール金融市場の現状と課題.....	27
	(2) 金融セクターの健全性.....	29
	(3) 小括.....	30
5.	カンボジア.....	31
	(1) リテール金融市場の現状と課題.....	31
	(2) 金融セクターの健全性.....	33
	(3) 小括.....	34
6.	インド.....	35
	(1) リテール金融市場の現状と課題.....	35
	(2) 金融セクターの健全性.....	40
	(3) 小括.....	42
7.	今後の展望と課題.....	43
	<主な参考文献>.....	44

## <要旨>

1. 東南アジア諸国連合（ASEAN）主要国およびインドでは、金融包摂および金融深化の進捗に濃淡がある。金融機関に口座を保有していても、フォーマルな金融機関からの借入が可能な割合は限られており、銀行口座を持たない（基本的な金融サービスにアクセスできない）Unbanked層に加えて、銀行口座は持っているものの金融サービスによりニーズが十分に満たされていないUnderbanked層の金融サービスへのアクセス改善も重要な課題となっている。
2. 各国における銀行貸出は、国毎に状況が異なる。タイでは、家計債務問題を受けた中銀による各種ローンに対する規制強化や金融機関による融資基準の厳格化の影響などもあり、伸び悩みが続いている。特にカンボジアでは経済成長を上回るペースでの貸出拡大が続いてきたが、不良債権比率の上昇に伴う貸出姿勢の慎重化などもあり、足元にかけて貸出ペースは鈍化している。インドでは、不良債権比率が低下を辿るなか、銀行貸出ペースが加速している。

3. 家計向け貸出は、住宅ローンを中心に拡大している一方、オートローンやクレジットカードローン、パーソナルローンなどについては国によって普及度合に差がある。所得水準が高いタイでは、クレジットカードやパーソナルローン等についても一般的な借入手段として普及しているほか、フィリピンやインドネシア、インドなどでも家計向け貸出全体に占めるシェアはまだ小さいもの、一定の伸びを示している。
4. 各国では、従来、商業銀行が金融セクターの総資産および家計向け貸出でも大きな割合を占める。ただし、商業銀行のサービスへのアクセスが難しい所得水準が相対的に低い層、あるいは商品購入やサービス利用時には、ファイナンス会社やクレジットカード会社などのノンバンクが重要な役割を担っている。また近年は、金融サービスのデジタル化に伴い、従来型の金融機関によるデジタルローンやフィンテックによるローンなども急速に拡大している。
5. 金融法制度や規制枠組みの整備状況に関しても、各国で開きがある。インドネシアやインドについては、金融当局が金融システム全体の健全な発展を主眼に規制枠組みの整備・強化で慎重なアプローチを採用しており、全般的に先行している。一方、ベトナムやカンボジアでは、現時点では住宅ローンを含めて中銀による規制は未整備で、今後、金融市場の発展に応じた規制枠組みの整備が期待される。規制枠組みの整備と併せて消費者のリテラシー向上を通じたリテール金融市場の健全な発展が期待される。
6. 先行き、中長期的には経済成長および所得水準の向上に伴う消費者ローン市場の拡大が見込まれるものの、雇用・所得環境の改善による中間層の拡大と信用情報の蓄積・改善が鍵となる。また、市場の拡大ペースは各国のクレジットサイクルや金融当局の規制動向等の影響を受ける可能性を念頭に置く必要がある。

## はじめに

東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国やインドでは、経済成長および所得水準の拡大に伴い金融機関のリテール向け貸出が拡大している。一部の国では、家計債務の増大や金融機関の不良債権比率の上昇、商業銀行にとどまらず、ノンバンクやフィンテックなどリテール向け融資の拡大に伴う潜在的なリスクの増加を受けて、各国金融当局は規制・監督を強化している。

本稿では、まず、アジア主要国の金融包摂および金融深化の現状と課題を概観したうえで、各国における金融システムの概要および家計向けを中心とする貸出動向や金融セクターの健全性等を整理し、今後の展望と課題について考察する。

## I. 総論

### 1. アジア主要国における金融包摂と銀行貸出の動向

#### (1) 金融包摂の現状

東南アジア諸国連合（ASEAN）主要国およびインドでは、所得水準と同様、金融包摂の進捗にも濃淡があり、15歳以上人口に占める金融機関の口座保有率は、シンガポールやタイではほぼ100%、インドでも約8割に達する一方、インドネシアやフィリピンでは約5割、ベトナムやカンボジアでは3割程度にとどまる（図表1-1-1）。また、クレジットカード保有率は、シンガポールやタイを除く多くの国で1割に満たない。

また、金融機関に口座を保有していても、フォーマルな金融機関からの借入が可能な割合は限られており、タイやカンボジアでは3割程度、インドネシアやインドでは1割程度にとどまる。銀行口座を持たない（基本的な金融サービスにアクセスできない）Unbanked層に加えて、銀行口座は持っているものの金融サービスによりニーズが十分に満たされていないUnderbanked層の金融サービスへのアクセス改善も重要な課題となっている。

従来、各国の金融システムにおいては、商業銀行が中心的な役割を担っているが、各種規制への対応やコストなどの問題もあり、低所得層や零細事業者に対する与信リスクを直接取り難いなか、Underbanked層に対する信用供与では、ノンバンクに加えて、近年は高度なテクノロジーを活用したフィンテックによるデジタル金融サービスも重要な役割を担いつつある。また、銀行による金融サービスのデジタル化や新たなモバイルバンキングアプリの導入、銀行とフィンテックによる連携の動きも活発化している。

図表 1-1-1：ASEAN 主要国・インドにおける主な金融包摂指標

	シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム	カンボジア	インド
人口(100万人)	5.3	33.5	70.2	277.4	113.1	100.3	16.2	1419.7
1人当たりGDP(ドル)	84,500	13,943	8,274	5,005	3,764	4,683	1,901	2,691
民間部門向け信用(GDP比、%)	129.1	117.2	119.1	31.3	48.3	125.9	173.4	50.1
金融機関口座保有率(%)	97.2	88.2	94.1	50.5	46.0	30.0	32.6	77.3
借入経験(%)	46.2	32.1	55.9	41.6	57.8	49.0	55.0	44.8
フォーマルな金融機関からの借入経験(%)	42.8	13.5	28.3	12.9	17.4	21.7	30.9	11.8
オンラインショッピング利用経験(%)	58.4	50.4	51.0	18.2	35.9	18.7	4.4	8.3
クレジットカード保有率(%)	41.7	7.9	22.6	1.6	8.1	4.1	0.2	4.6
デビットカード保有率(%)	93.5	83.3	63.2	35.1	29.8	26.7	14.7	27.1

(注) 1. 『人口』、『1人当たりGDP』、『民間部門向け信用』は2023年時点、『民間部門向け信用』のうち、ベトナムは2022年時点。インドは2021年時点。

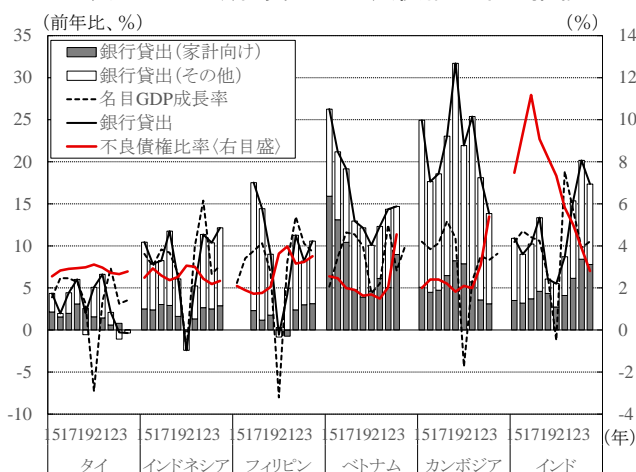
2. 『金融機関口座保有率』、『借入経験』、『フォーマルな金融機関からの借入経験』、『オンラインショッピング利用経験』、『クレジットカード保有率』、『デビットカード保有率』は、15歳以上の人口に占める割合。2021年時点。ベトナムについてはいずれも2017年時点。

(資料) IMF、世界銀行統計より国際通貨研究所作成

## (2) 銀行貸出の動向

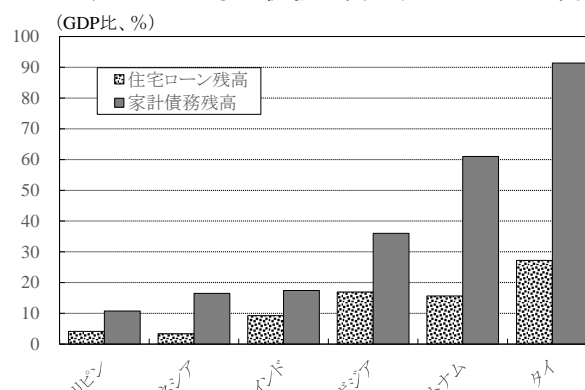
各国における近年の銀行貸出動向を確認する（図表 1-1-2）。タイでは、コロナ禍からの景気回復が遅れるなか、家計債務問題を受けた中銀による各種ローンに対する規制強化や金融機関による融資基準の厳格化の影響などもあり、貸出の伸び悩みが続いている。ベトナムやカンボジアでは経済成長を上回るペースでの貸出拡大が続いてきたが、特にカンボジアについては、不良債権比率の上昇に伴う貸出姿勢の慎重化などもあり、足元にかけて貸出ペースは鈍化している。インドでは、不良債権比率が低下を辿るなか、銀行貸出ペースが加速している。インドネシアやフィリピンについては、概ね経済成長に見合ったペースでの貸出拡大が続いている。なお、いずれの国においても家計向け貸出が拡大しており、貸出全体に占める家計向けの割合は上昇傾向がみられる。家計債務残高は、タイで GDP 比 90% 台と高水準にある一方、フィリピンやインドネシア、インドでは同 10%～20% 程度、住宅ローンの利用率も低水準にある（図表 1-1-3）。家計の債務形成は短期的には消費や経済成長を促進するものの、家計債務残高が GDP 比 80% を超えると、長期的には経済成長を阻害する可能性が指摘されている<sup>1</sup>。

図表 1-1-2：銀行貸出と不良債権比率の推移



(資料) 各国統計より国際通貨研究所作成

図表 1-1-3：家計債務残高・住宅ローン残高



(注) 2023年末時点。インドは2024年3月末時点。『住宅ローン』は銀行セクターのみ。『家計債務残高』は、ベトナムが2020年、カンボジアが2022年。

(資料) 各国統計より国際通貨研究所作成

## 2. アジア主要国のリテール金融市場

### (1) 概要

家計部門の債務は、一般的に住宅負債（mortgage debt）と消費性負債（consumer debt）の2つに大きく分けられ、後者は、金融機関から消費者に直接提供するローンや商品の売り手により提供されるローン、クレジットカード負債、金融リースなどがある<sup>2</sup>。

各国における家計向け貸出は、国によって公式統計上の家計や消費者向けローンの公

<sup>1</sup> BIS [2017]

<sup>2</sup> <https://www.imf.org/external/pubs/ft/mfs/manual/pdf/mmfst.pdf>

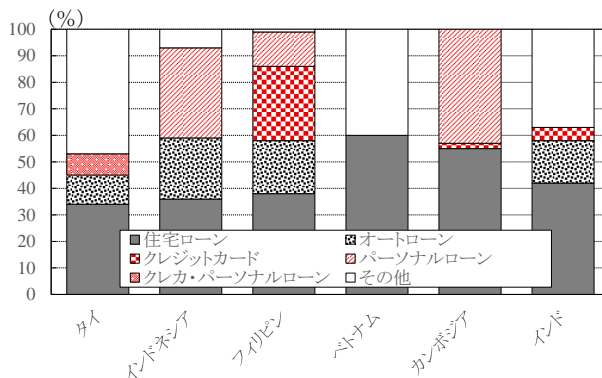
開方法が異なるため（図表 1-2-1）、横並びで比較するのは容易ではないが、住宅ローンを中心に拡大している点については共通の特徴として挙げられ、家計向け貸出の3割～6割を占める（図表 1-2-2）。それ以外のオートローンやクレジットカードローン、パーソナルローンなどについては国によって普及度合に濃淡がある。所得水準が高いタイでは、クレジットカードやパーソナルローン等についても一般的な借入手段として普及しているほか、フィリピンやインドネシア、インドなどでも家計向け貸出に占めるシェアはまだ小さいもの、近年高い伸びをみせている。他方、カンボジアでは、パーソナルローンは一定の利用がみられるが、クレジットカードの普及率がまだ1%に満たないことから、同ローンの利用は限られている。

図表 1-2-1 : ASEAN 主要国・インドにおける家計向けローンの概要

国名	対象	大分類	内訳
タイ	金融セクター全体	個人消費向け (Personal Consumption) 事業資金 (Own business) その他	不動産、自動車購入・割賦販売、教育、クレジットカード・パーソナルローン、その他 ※「クレジットカード・パーソナルローン」のパーソナルローンには、タイ中銀監督下にある金融機関が提供する、1) 無担保パーソナルローン、2) 商品購入時の割賦販売およびリースローン(自動車・二輪車を除く)、3) オート・タイトル・ローン(自動車登録証を担保とするローン)を含む ※「その他」には、住宅担保ローン(home for cash)、海外出稼ぎのためのローン、その他中銀監督外の機関によるローンなどを含む
インドネシア	銀行		モーゲージローン、オートローン、多目的ローン、家電ローン、その他
	ファイナンス会社		消費財(二輪・四輪、住宅、ショップハウス、ハウスオフィス、フラット・アパート、家電機器、電子機器、その他)、サービス(教育、健康、トラベル、ウェディング、その他)
フィリピン	銀行		居住用不動産購入、クレジットカードローン、オートローン、サラリーローン、その他
ベトナム	公式統計では家計/消費者向けローンの情報公開無し		
カンボジア	国内銀行		住宅ローン(Mortgages, Owner-Occupied Housing Only)、パーソナルローン(Personal Lending)、クレジットカード
インド	商業銀行	個人向けローン (Personal Loans)	耐久消費財、住宅、固定預金担保ローン、株・債券担保ローン、クレジットカード、教育、オートローン、金担保ローン、その他
	ノンバンク (NBFCs)	リテールローン (Retail Loans)	住宅ローン、耐久消費財、クレジットカード債権、オートローン、教育ローン、固定預金担保ローン、株・債券担保ローン、金担保ローン、マイクロファイナンスローン、その他

(資料) 各国統計より国際通貨研究所作成

図表 1-2-2 : アジア主要国の家計向け貸出の構成



(注) 対象は、タイは金融システム全体、インドネシアは銀行とファイナンス会社、フィリピンとカンボジアは銀行のみ、インドは商業銀行とノンバンク (NBFCs) の合計。直近の家計向け貸出残高に占める割合。各国毎に公開方法が異なり、各項目に該当するデータ公開がない場合は「その他」に分類。

(資料) 各国統計より国際通貨研究所作成

各国では、従来、商業銀行が金融セクターの総資産および家計向け貸出でも大きな割合を占める。ただし、商業銀行のサービスへのアクセスが難しい所得水準が相対的に低い層、あるいは商品購入やサービス利用時には、ファイナンス会社やクレジットカード会社などのノンバンクが重要な役割を担っている。また近年は、金融サービスのデジタル化に伴い、従来型の金融機関によるデジタルローンやフィンテックによる P2P (Peer-to-Peer) レンディングなども急速に拡大している。P2P レンディングでは、既存の金融機関が融資するのが難しい(信用が低い)顧客層に対して、従来の与信基準(生年月日、勤務先、年収、与信履歴など)に代わり、購買・取引履歴や SNS、会計データ(入出金明細)などのデータをもとに AI(人工知能)などの技術を活用して信用力分析を行う。借り手にとっては、スマートフォン等で簡単な手続きで融資の申請を行い、物理的に金融機関へのアクセスが難しい農村部や銀行口座を持たない低所得層でも少額かつ短期間の借入を行うことが可能となる。P2P レンディングを含むオルタナティブ融資プラットフォーム数(2020年時点)は、英国や米国に次いで、インドが世界第4位、インドネシアが8位となっている<sup>3</sup>。ただし、オルタナティブ融資による1人当たりの融資額は、各国の所得水準に見合った市場規模となっており、個人向け貸出全体に占めるシェアはまだ小さい。

## (2) 制度・規制動向

アジア主要国では、金融システムの健全な発展に向けた法制度や規制枠組みの整備状況に関しても開きがある(図表 1-2-3)。インドネシアやインドについては、金融当局が金融システム全体の健全な発展を主眼に規制枠組みの整備・強化で慎重なアプローチを採用しており、バーゼルⅢに基づく銀行に対する資本比率規制に加えて、資産価値に対する与信額(Loan-to-Value: LTV)比率をはじめとする借り手に対する措置、デジタル融資に対する規制・監督など全般的に先行している。タイでは、家計債務の増大のリスクを踏まえ、近年中銀が、各種ローンに対する規制の強化を行っている。フィリピンでは、近年拡大がみられるクレジットカードローンやパーソナルローンについて、消費者保護の観点から、中銀が金利および手数料の上限を規定するなどの対応を進めている。ベトナムやカンボジアでは、現時点では住宅ローンを含めて中銀による規制は未整備で、今後、金融市場の発展に応じた規制枠組みの整備が期待される。

また、各国の信用情報機関による成人カバー率(2020年時点)は、日本や米国などの100%に対して、インド(63.1%)、タイ(56.5%)、カンボジア(52.2%)、インドネシア(40.4%)、ベトナム(20.6%)、フィリピン(13.5%)<sup>4</sup>と改善の余地が大きい。

<sup>3</sup> Cambridge Centre for Alternative Finance [2020]

<sup>4</sup> <https://archive.doingbusiness.org/en/data/exploretopics/getting-credit>

図表 1-2-3：アジア主要国の主なマクロルーデンス措置の導入状況

	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム	カンボジア	インド
資本比率規制・その他資本要求、レバレッジ規制						
バーゼルⅢ カウンターシクリカル・バッファ―(CCyB)	●	●	●			●
バーゼルⅢ 資本保全バッファ―(CCB)	●	●				●
その他資本要求(注1)	●		●	●	●	●
バーゼルⅢ レバレッジ比率		●	●			●
流動性指標						
流動性比率	●	●	●		●	●
預貸率上限		●				
貸出の伸び率、その他ローン毎の規制						
貸出伸び率(注2)				●		●
その他ローン毎の規制(注3)	●	●	●		●	
借り手に対する措置						
LTV比率(注4)	●	●	●			●
所得に対する債務返済比率、所得に対する借入比率(注3)	●					●
デジタル融資		●				●

(注)1. リスクウェイト、システミックリスクバッファ―最低資本要求を含む。

2. 貸出全体、家計向け信用、企業向け信用等に対する上限。

3. ローン期間、規模や金利の種類等。

4. 住宅ローンや消費者向けローン、商業用不動産ローン。

(資料)OECD[2021]、各国資料より国際通貨研究所作成



## II. 各国編

### 1. タイ

#### (1) リテール金融市場の現状と課題

##### ①金融システムの概要

タイの金融システムは、預金受入金融機関とその他の金融機関（ノンバンク）に分けられ、商業銀行や政府系専門金融機関（Specialized financial institutions: SFIs）を中心とする預金受入金融機関が総資産全体の7割を占める（図表 2-1-1）。商業銀行のうち、「国内システム上重要な銀行（D-SIB）」<sup>5</sup>に指定される5行の総資産額は合計17兆バーツ（2024年5月末）で、商業銀行全体の7割を占める。SFIsの中では、政府貯蓄銀行（GSB）（SFIsの総資産に占めるシェア42%）、農民や農業協同組合への低利融資を主な業務とする農業・農業協同組合銀行（BAAC）（同30%）、個人向け住宅ローンを提供する政府住宅銀行（GHB）（同23%）の3行のプレゼンスが大きい。

その他のノンバンクとしては、メーカーが自社製品の販売の際に金融サービスを提供するリース会社、クレジットカード会社や無担保ローンを提供するパーソナルローン（Personal Loan under supervision）会社、小規模金融システム「ナノファイナンス」<sup>6</sup>、商業銀行が不良債権処理のために設立した資産管理会社などがある。なお、物理的な店舗を持たずスマートフォンのアプリ上などで決済やローンなどのサービスを提供する仮想銀行（Virtual Bank）については、タイ中央銀行（以下、中銀）が2024年3月20日から9月19日まで申請を受け付けており、2025年上期中のライセンス発行を目指している<sup>7</sup>とみられる。

図表 2-1-1: タイの金融システムの概要

	金融機関数	総資産に占める割合 (%)	監督機関
預金預入金融機関 (Depository corporations)	1,490	71.4	
商業銀行 (Commercial banks)	29	48.5	中銀
専門金融機関 (Specialized financial institutions: SFIs)	6	15.5	財務省・中銀
貯蓄協同組合 (Saving cooperatives)	1,403	6.7	国家協同組合開発委員会
ファイナンスカンパニー (Finance companies)	4	0.0	中銀
マネーマーケット投資信託 (Money market mutual funds :MMFs)	48	0.7	証券取引委員会
その他金融機関 (Other financial corporations)	4,020	28.5	
投資信託 (MMFを除く)	1,874	8.2	証券取引委員会
保険会社 (Insurance companies)	74	8.5	保険委員会事務局
リース会社 (Leasing companies)	739	1.9	商務省登記局
クレジットカード、パーソナルローン、ナノファイナンス会社 (Credit card, personal loan and nano finance companies under supervision)	91	2.7	中銀
準備基金 (Provident funds)	364	2.6	証券取引委員会
政府年金基金 (Government pension fund)	1	2.3	財務省政府年金委員会
資産管理会社 (Asset management companies)	65	0.8	財務省
証券会社 (Securities companies)	49	1.1	証券取引委員会
その他 (Other non-depository financial institutions)	763	0.4	

(注)2022年9月末時点。クレジットカード、パーソナルローン、ナノファイナンス会社は中銀監督下にあるもの。

SFIsに信用保証会社 (Thai Credit Guarantee Corporation: TCG)を含めて7機関とする場合もある。

(資料) Bank of Thailand[2022]より国際通貨研究所作成

<sup>5</sup> D-SIB は、Bangkok Bank、Krung Thai Bank、Bank of Ayudhya、Kasikornbank、Siam Commercial Bank の5行 (<https://www.bot.or.th/content/dam/bot/documents/en/news-and-media/news-pdf/2017/n4760e.pdf>)。

<sup>6</sup> インフォーマルな貸金業者 (ヤミ金融) の利用を抑制する目的で、2015年に運用が開始された。

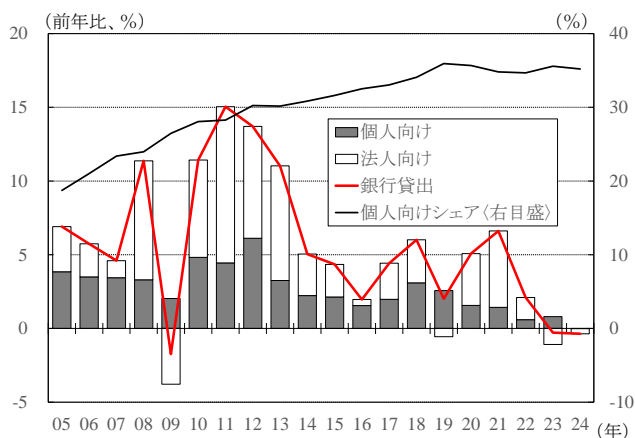
<sup>7</sup> <https://www.bot.or.th/th/financial-innovation/digital-finance/virtual-bank.html>

中銀は、商業銀行およびファイナンスカンパニーのほか、クレジットカード、パーソナルローン、デジタル個人ローンといった個人向け融資を手掛けるといったノンバンクに対する監督権限を有する。また、財務大臣が主たる監督権限を有する SFI<sup>8</sup> についても、健全性等に関しては中銀が監督を行う権限を付与されている<sup>8</sup>。中銀監督下の金融機関に関する法規は、「仏暦 2551 年（2008 年）金融機関事業法（Financial Institution Business Act B.E.2551）」（以下、「金融機関事業法」）が基本となり、詳細な規制等は、中銀が公表する通達（Notification）により規定されている。

## ②銀行貸出動向

商業銀行の貸出残高は、2010 年代前半に二桁の伸びを示した（図表 2-1-2）。洪水からの復興需要に加えて、インラック政権（2011 年 8 月～2014 年 5 月）が実施した初回自動車購入者に対する支援策「ファースト・カー政策」<sup>9</sup>も押し上げに寄与したとみられる。貸出残高に占める個人（Personal Consumption）向けの割合は、2000 年代初めの 2 割弱から 2010 年代には 3 割超へ拡大した。コロナ禍においては、2021 年 3 月に中銀と政府が共同で打ち出した景気支援策（総額 3,500 億バーツ）<sup>10</sup>を受けて、中小・零細企業向け融資を中心に拡大したが、当該支援策の終了を受けて、2023 年の銀行貸出は前年比マイナスの伸びとなった。個人向けについては、2017 年以降、家計債務の増大への警戒から、中銀が各種ローンに関わる規制を強化し、金融機関が審査を厳格化した影響などもあり、伸び悩みが続いている。

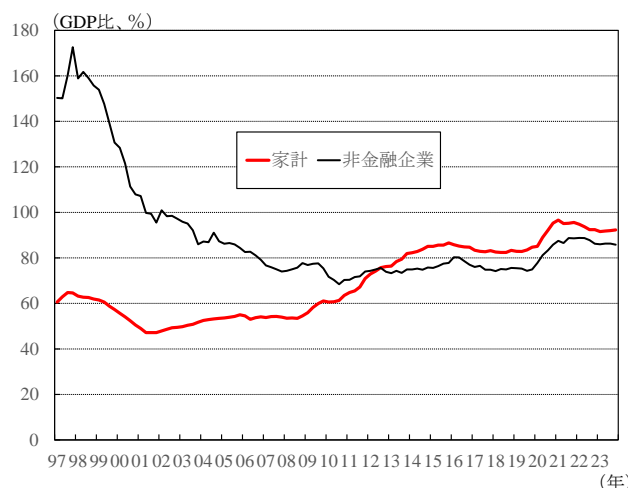
図表 2-1-2：商業銀行貸出の推移



(注)『銀行貸出』は、インターバンクおよび金融・保険向けを除く。  
直近は2024年6月末時点。

(資料)タイ中央銀行統計より国際通貨研究所作成

図表 2-1-3：家計・企業債務の推移



(資料) BIS 統計より国際通貨研究所作成

<sup>8</sup> <https://www.bot.or.th/en/our-roles/financial-institutions/sfi-supervisions.html>

<sup>9</sup> 100 万バーツ以下の自動車を購入する場合、自動車物品税最大 10 万バーツを還付する制度。実施期間は 2011 年 9 月から 2012 年 12 月。125 万人が利用。同スキームでの購入者は 5 年間の保有義務があった。

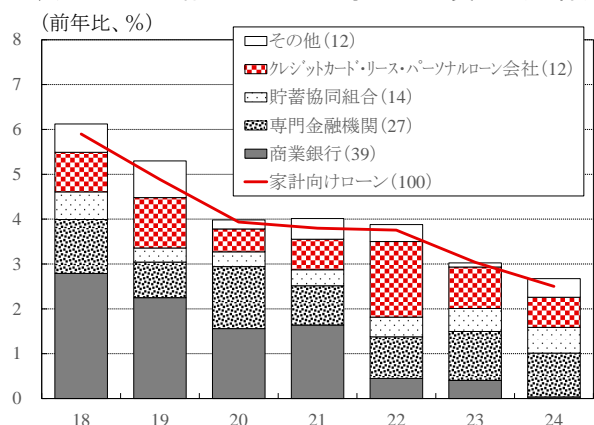
<sup>10</sup> 「復興融資 (Rehabilitation Loan)」(2,500 億バーツ) (低利融資)、「返済猶予策 (Debt Restructuring through Asset Warehousing)」(1,000 億バーツ) (金融機関が債務返済用の担保として資産の譲渡を受けるスキーム) が主な柱。

家計債務残高は、2010年代半ばにかけて GDP 比 80% 台へ上昇、コロナ禍では同 90% 台半ばまで再上昇した。2021年初めをピークに緩やかな低下傾向を辿っているものの、なお同 90% 台と高水準にある（図表 2-1-3）。他方、企業債務残高（GDP 比）は 1997 年のアジア通貨危機以降、低下基調を辿り、2010 年代以降は同 70% 台での安定推移が続いたが、コロナ禍では GDP の伸び悩みもあり、同 80% 台へ上昇した。

### 家計向け貸出の動向

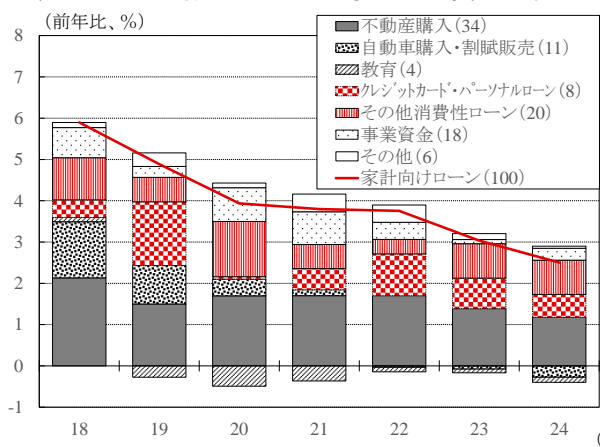
金融機関全体の家計向け貸出残高のうち、商業銀行や SFI を中心とする預金受入金金融機関が約 8 割を占めるが、近年は商業銀行が伸び悩む中、SFI やクレジットカードローン・パーソナルローン会社といったノンバンクの貸出が拡大している（図表 2-1-4）。なお、自動車・バイクの割賦販売やリースのうち 3 分の 1 はノンバンクが手掛けている。

図表 2-1-4：金融セクターの家計向け貸出（主体別）



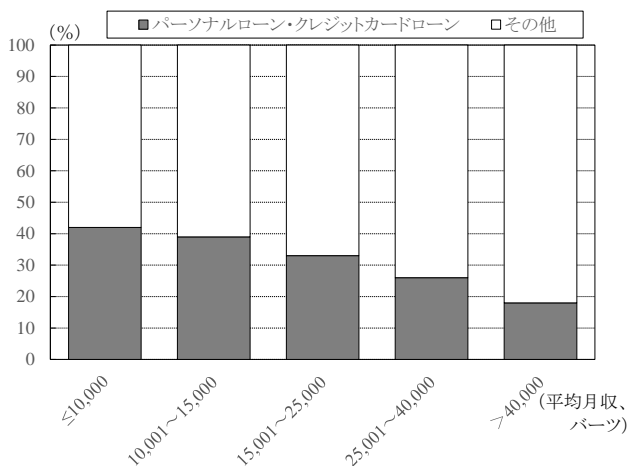
(注) 1. 2024年は3月末時点。  
2. 項目名後括弧内は家計向けローンに占めるシェア(直近値)。(年)  
(資料) タイ中央銀行統計より国際通貨研究所作成

図表 2-1-5：金融セクターの家計向け貸出（目的別）



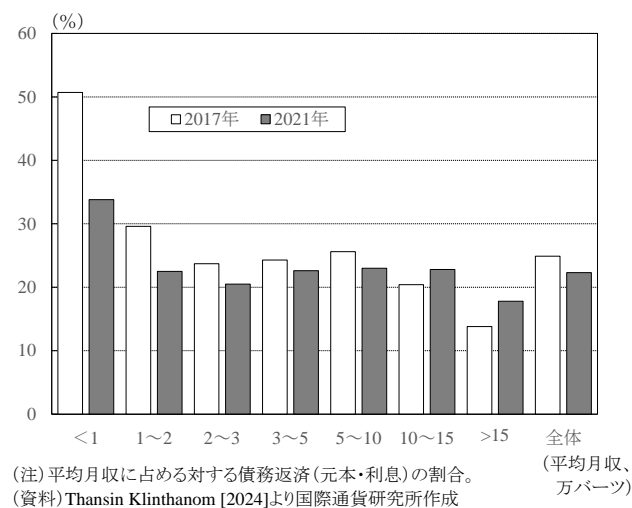
(注) 1. 2024年は3月末時点。  
2. 項目名後括弧内は家計向けローンに占めるシェア(直近値)。(年)  
(資料) タイ中央銀行統計より国際通貨研究所作成

図表 2-1-6：所得層別に見たパーソナルローン・クレジットカードローンの割合（2021年時点）



(資料) BOT[2023]より国際通貨研究所作成

図表 2-1-7：所得層別に見た債務返済負担（デットサービス・カバレッジ・レシオ）



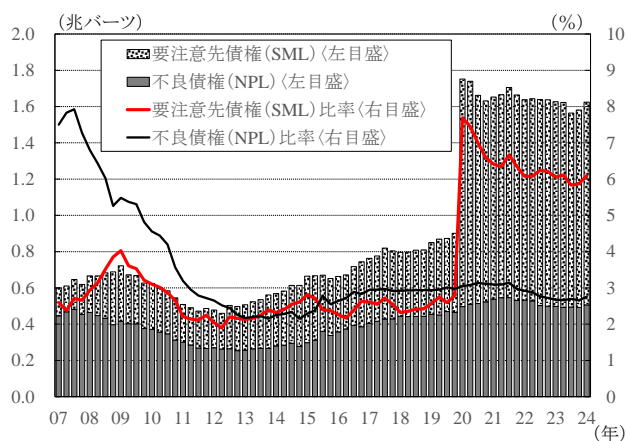
(注) 平均月収に占める対する債務返済(元本・利息)の割合。  
(資料) Thansin Klinthanom [2024]より国際通貨研究所作成

目的別では、不動産購入は底堅さを維持しているものの、クレジットカードローンやパーソナルローンといった将来の収入につながり難いローンが拡大している点に中銀は警戒を強めている（図表 2-1-5）。こうしたローンの利用者は、相対的に所得が低い層に多く（図表 2-1-6）、高金利かつ短期のケースが多いため、借り手の返済負担の高さが懸念される。債務返済負担は、コロナ前に比べて改善がみられるものの、低所得層ほど高い点に変わりはない（図表 2-1-7）。

## （2）金融セクターの健全性

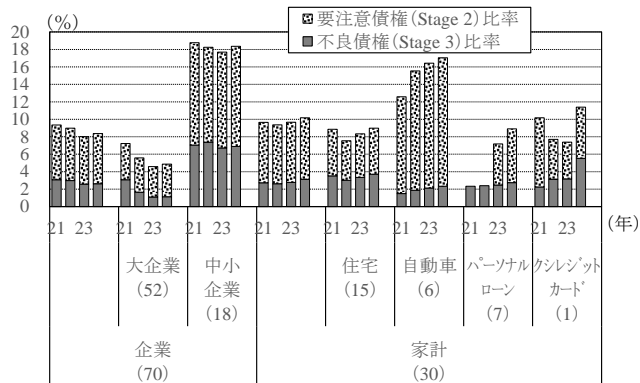
2024年3月末の商業銀行の不良債権（Stage 3）比率は2.8%（2023年12月末：2.7%）、同時期の延滞期間が30～90日の要注意債権（Stage 2）比率6.1%（同5.9%）へ上昇した（図表 2-1-8）。コロナ禍に対応した支援策の縮小や金利上昇の影響などもあり、特に、中小企業向けが高水準にあるほか、家計向けで上昇がみられる（図表 2-1-9）。国家信用情報局（NCB）によると、「ジェネレーション Y」（1981年～1997年生まれ、27～43歳）向けに提供された住宅ローンの不良債権化が目立っており、低所得層向けを中心に住宅ローン申請の却下率が高まっている模様である<sup>11</sup>。オートローンについても却下率の上昇が見込まれている<sup>12</sup>。クレジットカード債権の要注意債権（Stage 2）比率の上昇の背景には、2024年1月から中銀がクレジットカード債務の毎月の最低返済額を引き上げたことなどが影響しているとされる。

図表 2-1-8: 商業銀行の不良債権比率の推移



(注)『要注意先債権(SML)』は、TFRS9に基づき「急激に信用リスクが悪化した債権」。  
(資料)タイ中央銀行統計より国際通貨研究所作成

図表 2-1-9: 主要分野別にみた不良債権比率



(注)直近は2024年6月末時点。大企業は与信枠5億バツ以上。  
分野名下の括弧内は貸出全体に占めるシェア(2024年3月末時点)。  
2022年末に一部銀行がクレジットカードとパーソナルローンを子会社へ移管。  
2022年以前のパーソナルローンの要注意債権比率は未取得。  
(資料)タイ中央銀行統計より国際通貨研究所作成

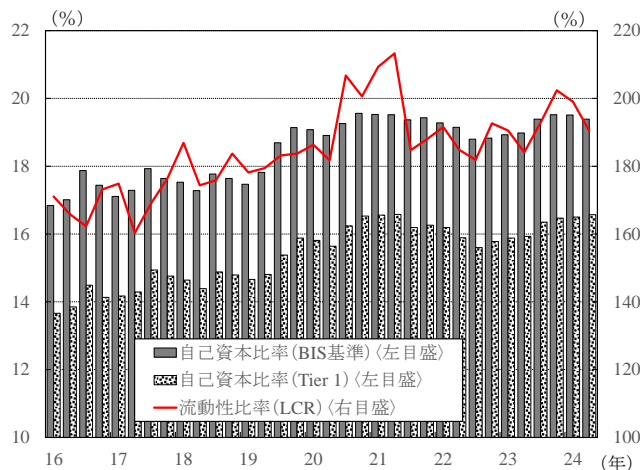
<sup>11</sup> <https://www.nationthailand.com/business/property/40038120>; <https://www.bangkokpost.com/property/2757054/mortgage-rejection-rate-soars-after-pandemic>

<sup>12</sup> 報道によると、オートローンの却下率は30～40%（見込み）(<https://www.bangkokpost.com/business/general/2803036/auto-loan-rejections-could-hit-40->)。

商業銀行に対しては、健全性維持の観点から債権の延滞期間に応じた引当金比率が定められており、延滞期間が3ヵ月以上の破綻懸念先（Substandard）以下の不良債権に対しては100%以上、延滞期間が30～90日の要注意債権（Stage 2）は2%、正常先（Pass）は1%となっている<sup>13</sup>。2024年6月末時点の商業銀行の不良債権引当率は177.0%を確保しているほか、自己資本比率（BIS基準）は19.5%（最低自己資本比率は11%、国内システム上重要な銀行（D-SIBs）は12%<sup>14</sup>）、流動性比率（LCR）は188.0%（最低基準100%）と高水準を維持しており、商業銀行の健全性は総じて高いと言える（図表 2-1-10）。

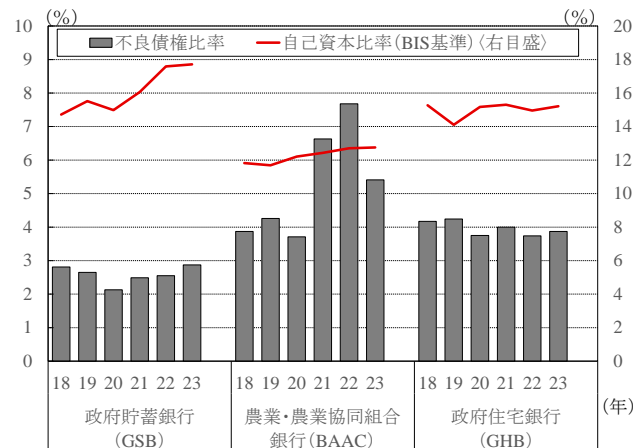
他方、SFIs については、政策的に農民や低所得者など相対的に支払い能力が低い層をターゲットに金融サービスを提供しており、景気悪化や金利上昇時は資産の劣化が進み易い反面、政府による債務者救済措置（支払期間の延長や債務支払い猶予等）により不良債権比率が左右され易い。2024年3月末時点のSFIsの不良債権比率は、政府貯蓄銀行（GSB）が2.87%、政府住宅銀行（GHB）が3.87%とやや上昇傾向がみられる（図表 2-1-11）。他方、農民・農業協同組合銀行（BAAC）は、政府による債務返済困難な農家を対象とする債務再編プログラム<sup>15</sup>の実施などの影響で2023年3月末の7.7%から2024年3月末には5.4%へ低下した。なお、不良債権引当率（2024年3月時点）はGSBが172%、BAACが537%、GHBが222%と総じて高水準を維持している。

図表 2-1-10: 商業銀行の主要指標の推移



(資料)タイ中央銀行統計より国際通貨研究所作成

図表 2-1-11: 主な政府系専門金融機関の主要指標



(注) BAACの決算は4月～翌年3月。直近は2024年3月末。  
(資料) 各行ディスクロージャー資料より国際通貨研究所作成

<sup>13</sup> Regulations on Asset Classification and Provisioning of Financial Institutions BOT Notification No. FPG.3 1/2551 (<https://www.bot.or.th/content/dam/bot/fipcs/documents/FPG/2559/EngPDF/25590128.pdf>)

<sup>14</sup> 2023年末時点のD-SIB各銀行の自己資本比率は、Bangkok Bankが19.6%、Krung Thai Bankが20.7%、Bank of Ayudhyaが20.34%、Kasikornbankは18.7%、Siam Commercial Bankが18%。

<sup>15</sup> 政府は2023年10月に農家の債務返済救済策を実施。最大30万パーツの元本返済と利払いを3年間猶予する。BAACの顧客の92%にあたる184万人が申請。

GSBは2024年5月、不良債権処理会社バンコク商業資産管理会社（BAM）と合併で不良債権処理の共同出資会社ARI-AMCを設立した。まずは9月末までにGSBの不良債権約50万件（中小企業およびクレジットカード債権を含む）の不良債権の買い取りを予定しており、2025年以降はGSB以外の政府系銀行からの不良債権買い取りも行う計画となっている。

### (3) 小括

家計向け貸出は、景気回復に伴う個人消費の持ち直しによる下支えが見込まれるものの、家計債務残高の高止まりを受けた中銀の規制強化や金融機関の融資基準厳格化などが、当面、抑制要因となる公算が高い。中銀は、家計債務問題のリスクに対応するため、各種ローンに対する規制強化に加えて、債務返済上の問題が発生した際に債権者との交渉などをサポートする「デット・クリニック」<sup>16</sup>の導入や過剰債務者に対する支援策などを行っており、2023年7月に中銀は、家計債務問題の持続的な解決に向けた新たな措置<sup>17</sup>を公表したほか、2024年1月には新たに「責任ある融資（RL）」規制を導入した（図表2-1-13）<sup>18</sup>。

図表 2-1-12: 家計債務問題への対応(概要)

概要
<p>1. 債務再編による債務者支援の継続</p> <p>■ 債務再編策の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (2024年1月～) 債務返済が困難となった(これまでに債務再編の経験がない)個人・法人の債務者</li> <li>・ 不良債権者は、債務再編条件が提示された日から起算して60日が経過するまで売却できない</li> </ul> <p>■ デットクリニックプログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ クレジットカードや個人ローンを120日以上延滞している債務者</li> <li>・ 債務者は最大10年間、年利3～5%の金利で元本を分割返済する。債務者が新しい条件で債務を全額返済すれば利息は免除(当プログラムに参加した債権者にのみ適用)</li> </ul> <p>■ その他債務支援チャンネル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Debt Exit Fast-lane: 債務者が債務返済の支援を求めるとのオンラインプラットフォーム</li> <li>・ Doctor Debt Program: 個人および中小企業の債務者に包括的な債務相談を提供</li> </ul>
<p>2. 脆弱なグループの過剰債務問題の解決</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (2024年4月1日～) 監督下にあるリボルビング個人ローン(自動車ローン、デジタルパーソナルローン、クレジットカードローンを除く)のうち、利払いが過去5年間の元本返済を上回り、月収が20,000バーツ未満(債権者が金融機関および金融機関グループ傘下の企業の場合)、または10,000バーツ未満(債権者がノンバンクの場合)の債務者</li> <li>・ 債務者が年利15%以下の金利で5年以内に完済可能な条件の分割払いに変換</li> </ul>
<p>3. 債務者保護の公平性の向上</p> <p>■ 債務者に対する公正な金利と手数料の請求</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ すべての消費者ローン債務の前払いに対する手数料適用の禁止(住宅ローンの債務者が最初の3年間に借り換えを行う場合を除く)</li> <li>・ 債務再編費用の徴収禁止(適切な債務再編条件の決定に必要な担保鑑定評価のための手数料を除く)</li> <li>・ (2024年7月1日～) 当座貸越を含むすべてのリテールローンに対する複利の禁止</li> <li>・ 債権者は、債務者に対する正確で包括的かつ比較可能な重要情報の提供</li> </ul>

(資料)タイ中銀資料より国際通貨研究所作成

<sup>16</sup> 「デット・クリニック・プログラム」の対象は、クレジットカードやパーソナルローンを120日以上延滞している場合。

<sup>17</sup> <https://www.bot.or.th/en/news-and-media/news/news-20230721.html>

<sup>18</sup> <https://www.bot.or.th/content/dam/bot/documents/en/news-and-media/news/2024/news-en-20240117.pdf>

## 2. インドネシア

### (1) リテール金融市場の現状と課題

#### ①金融システムの概要

インドネシアでは、銀行部門が金融セクター全体の総資産の約8割を占めるなど、銀行中心の金融システムとなっている（図表2-2-1）。ただし、前述（I1.）の通り、1997年～1998年のアジア通貨危機の影響で銀行部門が大きく縮小し、その後の拡大ペースが緩やかで、2023年末時点の民間向け信用残高がGDP比30%と周辺アジア諸国に比べて小さい点が特徴として挙げられる。

銀行部門は、商業銀行と地方銀行に大きく分けられる。商業銀行のうち、上位5行<sup>19</sup>が銀行資産全体の約5割強を占める。また、商業銀行106行のうち、イスラム法（シャリア）に則った金融サービスを手掛けるイスラム銀行は14行、イスラム金融を扱う部署（シャリア・ビジネス・ユニット）を有する商業銀行が19行存在する。このうち、国営Bank Syariah Indonesia（BSI）は、2021年に国営3行のシャリア・ビジネス・ユニット<sup>20</sup>の合併により発足した。なお、イスラム銀行とシャリア・ビジネス・ユニットの総資産額の合計は、商業銀行全体の7%程度となっている。

地方銀行は、銀行数では商業銀行を凌駕するものの、マイクロファイナンスを中心にMSMEs向けの貸出が中心であり、資産規模は小さい。

図表 2-2-1: インドネシアの金融セクターの概要(2024年3月時点)

	機関数	総資産 (兆ルピア)	金融セクターの 総資産構成比(%)	監督機関
銀行部門	-	12,070	78.5	金融サービス庁(OJK) 中銀(BI) 通信情報省(MOCIT)
商業銀行	106	11,876	77.2	
国営銀行	4	4,997	32.5	
国内民間銀行	68	5,321	34.6	
地方開発銀行	27	973	6.3	
外国銀行支店	7	585	3.8	
地方銀行	1,392	194	1.3	
非銀行部門	-	3,308	21.5	
保険会社	132	1,449	9.4	
年金基金	193	371	2.4	
ファイナンス会社	146	570	3.7	
ベンチャー・キャピタル会社	54	26	0.2	
インフラファイナンス会社	1	15	0.1	
信用保証機関	20	42	0.3	

(注)2024年3月時点。『非銀行部門』は、上記のほか、輸出入会社、質屋などを含む。

通信情報省(MOCIT)の管轄はフィンテックのIT関連部分。

(資料)Bank Indonesia、OJK統計より国際通貨研究所作成

<sup>19</sup> Bank Rakyat Indonesia(国営)、Bank Mandiri(国営)、Bank Negara Indonesia(国営)、Bank Central Asia(民間)、CIMB Niaga(民間)。

<sup>20</sup> PT Bank BRI syariah Tbk、PT Bank Syariah Mandiri、PT Bank BNI Syariah。

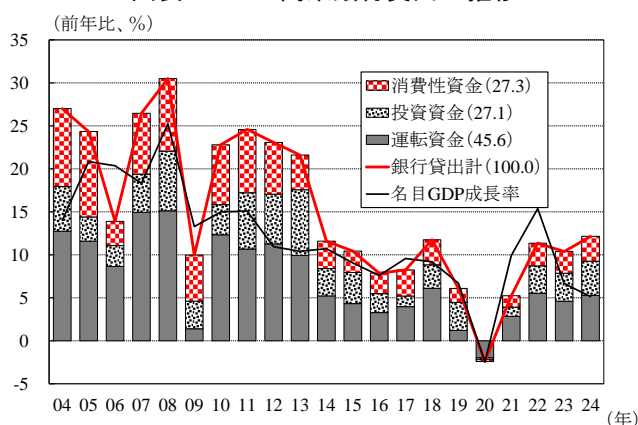
非銀行部門には、保険会社や年金基金のほか、ファイナンス会社、ベンチャーキャピタル、インフラファイナンス会社などがある。ファイナンス会社は、自動車販売店（ディーラー）と提携している会社（ディーラー系）、銀行系、独立系の3つのカテゴリーに分類される。ファイナンス会社数は、OJKによる営業許可の取消や合併などにより、2016年時点の200社をピークに146社まで減少した。このうち、シャリア・ファイナンス会社は3社、イスラム金融を扱う部署（シャリア・ユニット）を有するファイナンス会社が26社存在するが、シャリア・ファイナンス会社およびシャリア・ユニットの総資産あるいは与信残高は全体の5%程度にとどまっている。

従来、銀行部門はインドネシア中央銀行（Bank Indonesia: BI）、資本市場や銀行以外の金融機関（保険、年金基金、ファイナンス会社など）については、資本市場監督庁（BAPEPAM-LK）がそれぞれ監督権限を有していた。しかし、2012年末にBAPEPAM-LK、2013年末にはBIの監督権限が、新たに設立された金融サービス庁（Otoritas Jasa Keuangan: OJK）に移管された。OJKは金融セクター全般の監督を担い、BIは銀行部門のマクロプロードンズ規制や決済システムに関わる監督や規制の権限を有する。

## ②銀行貸出動向

商業銀行の貸出残高は、2010年代半ば以降、金融引き締めや成長鈍化の影響などで伸び悩みが続いた（図表2-2-2）。コロナ禍での資金需要の低迷などで2021年初にかけて大幅な落ち込みをみせた後、債務救済措置に加えて、政府の消費者向け支援策（後述）による下支えなどもあり、持ち直しに転じた。商業銀行の融資先に占める消費者（Consumption）向けの割合は約3割で安定した推移をみせている。

図表 2-2-2：商業銀行貸出の推移



(注)『銀行貸出』の直近は2024年5月。内訳の括弧内は全体に占めるシェア(2023年末時点)。名目GDP成長率の直近は2024年1-6月期平均。

(資料)OJK統計より国際通貨研究所作成

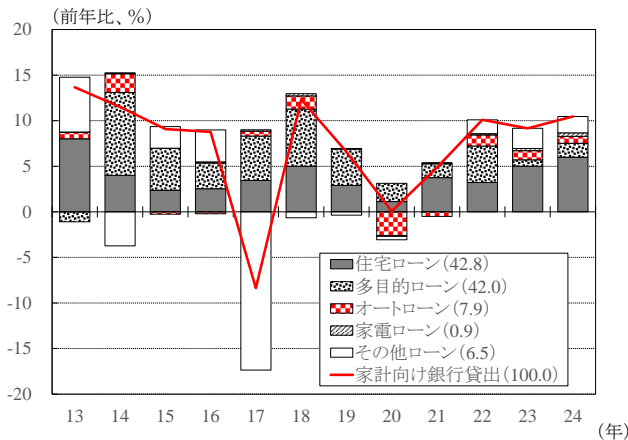


## 家計向け貸出の動向

家計向けの銀行貸出は、住宅ローンを中心に堅調な拡大が続いている（図表 2-2-3）。政府が 2015 年に導入した低所得者向けの住宅建設および住宅ローン補助金制度<sup>21</sup>に加えて、コロナ禍以降は、住宅購入時の付加価値税（VAT）免除<sup>22</sup>や新車購入時の奢侈税の減免措置なども下支え要因となっている。ただし、オートローンや無担保ローン、クレジットカード決済額については、借入需要は旺盛ながら、昨年からの伸びの鈍化が続いている（図表 2-2-4）。資源価格の下落に伴う中間層以下の可処分所得の減少および不良債権比率の上昇などが影響しているとみられる。

2023 年末時点の家計債務残高は GDP 比 16.5%と低水準にある。2023 年末時点の家計の債務返済負担率（Debt Service Ratio: DSR）は 24.61%と 2022 年末の 22.55%からやや上昇したものの、概ね安定した推移をみせている<sup>23</sup>。DSR は、高所得世帯（毎月の支出が 800 万ルピア以上）で 28.2%、低所得世帯（同 100 万ルピア～400 万ルピア）で 24.16%と相対的に低水準にある<sup>24</sup>。なお、Bank Indonesia [2024a]によると、消費者ローンは若年層<sup>25</sup>がけん引役となっている。若年層の着実な所得増加や家計向け貸出金利の低下なども家計の債務返済能力の向上につながっているとされる。

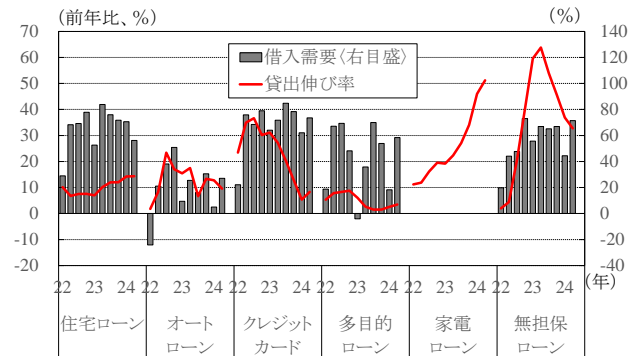
図表 2-2-3：家計向け銀行貸出（目的別）



(注)『家計向け銀行貸出』の直近は2024年5月。内訳の括弧内は家計向け銀行貸出全体に占めるシェア（2023年末時点）。

(資料) BI統計より国際通貨研究所作成

図表 2-2-4：家計向け銀行貸出の伸び率と借入需要



(注) 1. 『借入需要』は、商業銀行40行（貸出シェア80%）を対象とするサンプル調査。『増加した』とする回答の割合と『減少した』とする回答の割合の差に与信ウェイト（計100%）を乗じて算出したもの。『家電ローン』の借入需要は非公表。

2. 『貸出』の直近は2024年5月。『クレジットカード』の貸出はクレジットカードによる購入額で代用。

(資料) BI統計より国際通貨研究所作成

<sup>21</sup> 政府が低所得者向けに年間 100 万戸の住宅を建設する事業。政府が住宅ローンの一部を負担する補助金制度（FLPP）の適用条件は、2021 年に月収 300 万ルピア（約 3 万円）から月収 700 万ルピア（約 6 万 5,000 円）へ引き上げられた（100 円＝10,540 ルピアで換算）。最低賃金を超える収入がある全ての労働者には、低所得者向け住宅ローンの原資となる住宅購入基金（Tapera）への加入が義務付けられている。

<sup>22</sup> 財務相令『2021 年第 21 号』。対象は新築の土地付き住宅やアパートで、物件価格が 20 億ルピア（12 万 6,000 ドル）未満の住宅購入にかかる 11% の VAT を 100%、20 億ルピア超 50 億ルピア以下の場合には 50% 免除し、減免分は政府が負担する。当初期間は 2021 年 3～8 月を予定していたが、その後 2024 年 6 月まで延長され、その後も無期限で税率を半減するとしている。減免措置を受けられるのは 1 人当たり 1 物件に限られ、購入後 1 年以内の売却は認められない。

<sup>23</sup> Bank Indonesia [2024a]

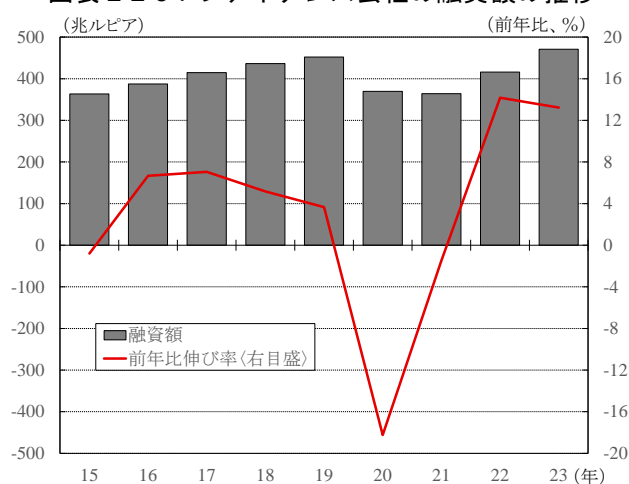
<sup>24</sup> 800 万ルピアは約 75,000 円、100 万ルピア～400 万ルピアは約 1 万円～約 38,000 円。

<sup>25</sup> 若年層は、Z 世代（1996 年以降生まれ）とミレニアル世代（1981 年～1996 年生まれ）。（Bank Indonesia [2024a]）

## ファイナンス会社

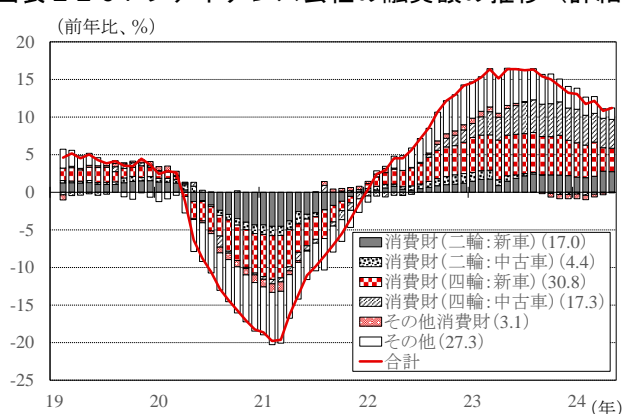
ファイナンス会社による融資額は、二輪車や四輪車などの購入に際してのオートローンが大半を占める（図表 2-2-5、図表 2-2-6）。コロナ禍の影響で 2021 年初にかけて大幅な落ち込みがみられたが、政府による新車購入時の奢侈税の減免措置による下支えなどにより持ち直しに転じ、2022 年以降は前年比プラスの伸びを示している。ただし、銀行貸出と同様、資源価格の下落に伴う中間層以下の可処分所得の減少や延滞率の上昇などにより、2023 年半ば以降は融資の伸びが鈍化している。

図表 2-2-5：ファイナンス会社の融資額の推移



(資料) OJK 統計より国際通貨研究所作成

図表 2-2-6：ファイナンス会社の融資額の推移（詳細）



(注) 項目名後の括弧内は全体に占めるシェア(直近値)。

『その他消費財』は住宅・家電購入のためのローンを含む。

『その他』は、生産財やサービス業向けローンを含む。

(資料) OJK 統計より国際通貨研究所作成

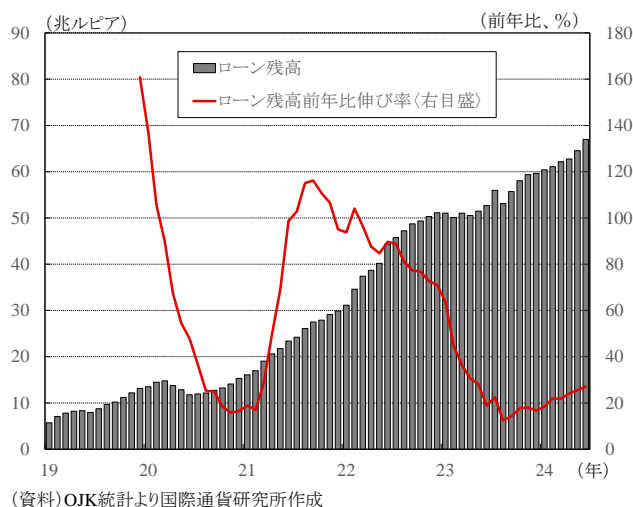
## P2P レンディング

近年、電子システムを介して貸し手と借り手を直接結びつける P2P (Peer-to-Peer) レンディングのサービスが拡大している。OJK は 2020 年より新規の P2P 免許の発行を停止しているが、2024 年 7 月 12 日時点で、OJK が認可した P2P レンディング事業者は 98 社となっている<sup>26</sup>。融資残高は、2016 年末時点の 0.3 兆ルピアから、2024 年 6 月末時点には 67 兆ルピアまで拡大した（図表 2-2-7）。貸し手の約 6 割、借り手の約 8 割がジャワ島に所在している。P2P レンディングは、主に個人向けの消費者金融に支えられており、多くの事業者が提供するキャッシュローン商品が牽引役となっている。2024 年 6 月時点の P2P レンディングによる貸出残高の 9 割は 30 日以内の短期で、アクティブな借入口座数および借入額のいずれについても 19 歳～34 歳の若年層が約 5 割を占める<sup>27</sup>。

<sup>26</sup> <https://www.ojk.go.id/id/kanal/iknb/financial-technology/Default.aspx>

<sup>27</sup> <https://www.ojk.go.id/id/kanal/iknb/data-dan-statistik/fintech/Default.aspx>

図表 2-2-7 : P2P レンディングの推移



### Buy Now Pay Later (BNPL)

近年、Buy Now Pay Later (BNPL) 市場が急成長をみせている。2014年にサービスがスタートし、マルチファイナンス会社のほか、銀行による市場参入も増えつつあり、2023年にはBNPL商品を扱う金融機関は7社、市場規模は約3,000億ドルとなった。BNPL信用口座は、銀行が1,535万口座と、マルチファイナンス会社の1,143万口座を上回っている。急成長の背景には、特にZ世代とミレニアル世代を中心に利用が拡大しているEコマース・プラットフォームにBNPLが導入される中、多くのBNPLプランが提供する無利息支払いオプションや信用要件の低さなどが、信用履歴の乏しい消費者にとっても利用しやすい支払い手段となっている。

### (2) 金融セクターの健全性

2020年3月にOJKは、銀行に対してコロナ禍で資金繰りが悪化したMSMEsなどの債務救済措置(金利引き下げ、返済期限の延長、元本・利息の減免、追加の信用供与等)を要請するとともに、不良債権の分類基準を緩和した<sup>28</sup>。債務救済措置の期限は、当初の2021年3月末から2023年3月末まで延長した。その後、コロナ禍で打撃が大きかった飲食・宿泊業、繊維・履物業、零細・中小企業、および特別な措置が必要なバリ島を対象を限定して債務救済措置が延長され、2024年3月末で同措置が終了した<sup>29</sup>。

2024年5月時点の商業銀行の不良債権(Non Performing Loan: NPL)比率は2.3%と

<sup>28</sup> 11/POJK.03/2020(<https://www.ojk.go.id/id/regulasi/Pages/Stimulus-Perekonomian-Nasional-Sebagai-Kebijakan-Countercyclical-Dampak-Penyebaran-Coronavirus-Disease-2019.aspx>); 48/POJK.03/2020(<https://www.ojk.go.id/id/regulasi/Pages/Perubahan-Atas-Peraturan-Otoritas-Jasa-Keuangan-Nomor-11-tentang-Stimulus-Perekonomian-Nasional.aspx>); 17/POJK.03/2021(<https://www.ojk.go.id/id/regulasi/Pages/Peraturan-OJK-tentang-Perubahan-Kedua-Atas-POJK-Nomor-11-POJK.03-2020-.aspx>)。救済措置の対象とされている債権の割合は、2021年6月末時点で約2割(Bank Indonesia [2021])。

<sup>29</sup> <https://ojk.go.id/id/berita-dan-kegiatan/siaran-pers/Pages/Pengumuman-Berakhirnya-Stimulus-Restrukturisasi-Kredit-Perbankan-Dalam-Rangka-Penanganan-Pandemi-Covid-19.aspx>

OJK が定める基準<sup>30</sup>の 5%を下回り、自己資本比率は 26.2%と高水準を維持している（図表 2-2-8）。NPL 比率のうち家計向けは全体として 2.0%と低位安定している（図表 2-2-9）ものの、目的別にみると、住宅ローンが相対的に高い水準にあるほか、オートローンで足元上昇傾向がみられる。なお、若年層の住宅ローンの不良債権比率は 1.85%（2023 年末時点）と住宅ローン全体の不良債権比率より低い水準にある<sup>31</sup>。

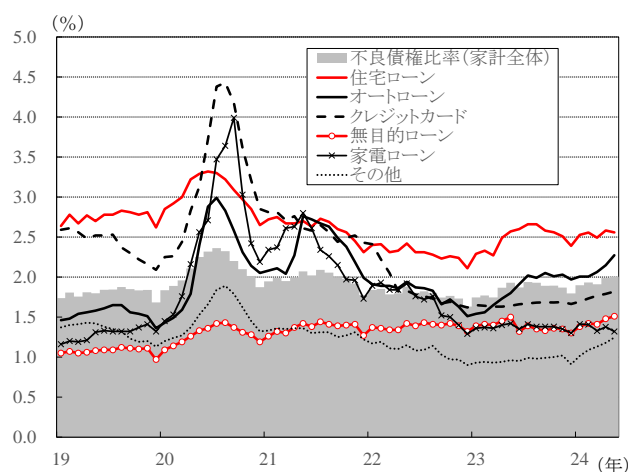
不良債権比率に前述のコロナ禍での債務救済措置の対象となった債権を加えたリスクローン（Loans at Risk: LaR）比率は、2020 年には 20%超の水準まで上昇したが、2023 年末には 10.94%とコロナ禍前の 9.93%に近い水準まで低下した。不良債権引当率は 214.66%、負債比率流動性カバレッジ比率（Liquidity Coverage Ratio: LCR）や安定調達比率（Net Stable Funding Ratio: NSFR）はそれぞれ 220.18%、134.04%と高水準を維持している（2023 年末時点）<sup>32</sup>。

図表 2-2-8：商業銀行の不良債権比率と自己資本比率



(注)直近は2024年5月。  
(資料)BI統計より国際通貨研究所作成

図表 2-2-9：銀行の家計向け貸出の不良債権比率



(注)直近は2024年5月時点。  
(資料)BI統計より国際通貨研究所作成

ファイナンス会社や P2P レンディングの不良債権（Non Performing Finance: NPF）比率についても、コロナ禍で一時的に大きく上昇したが、直近はいずれも 2.8%と低水準にある（図表 2-2-10）。なお、P2P レンディングの NPF 比率については、事業体（貸出に占めるシェア 9.8%）の 7.6%に対して、個人（同 90.2%）は 2.4%と低水準にある（2023 年末時点）。2023 年末時点のファイナンス会社のギアリング比率（GR）<sup>33</sup>は 2.26 倍と、2022 年の 2.07 倍を上回ったものの、基準値である 10 倍を下回っている。他方、2023 年

<sup>30</sup> OJK の集中監督 (Bank Under Intensive Supervision: BUIS) の対象とされる条件は、総与信額に対するネット NPL の比率が 5%超など。

<sup>31</sup> Bank Indonesia [2024a]

<sup>32</sup> 銀行は OJK の各種規制により、自己資本比率 (CAR) については銀行のリスク特性に応じて 8 ~ 11%、LCR および NSFR はいずれも 100%以上の達成が義務付けられている。

<sup>33</sup> ファイナンス会社のギアリング比率 (GR) は、株式参加を差し引いた内部資本および劣後ローン総額に対する借入総額の比率。OJK 規則 (POJK) No.35/POJK.05/2018 により、ファイナンス会社の GR は 10 倍を超えてはならないとされている。

末時点の資金調達対資産比率（FAR）は85.16%とOJKの要求水準（80%超）を上回っている。

図表 2-2-10：ファイナンス会社と P2P レンディングの不良債権比率



(注)直近は2024年5月。  
(資料)BI統計より国際通貨研究所作成

### (3) 小括

インドネシアでは、2021年時点の銀行口座保有率（15歳以上人口）が51%にとどまっているほか、フォーマルセクターにおける労働者の割合が約4割にとどまり<sup>34</sup>、多くは農業のほか、インフォーマルな雇用形態をとるサービス業（ライドシェアドライバーなどを含む）に従事するなど、不安定な収入環境がフォーマルな金融サービスへのアクセスの妨げとなるなど、金融包摂上の課題を抱える。当面、生産年齢人口比率の上昇や前年比+5%前後の安定した成長が予想されており、経済成長と所得水準の上昇に伴う消費者ローン市場の拡大が見込まれる。Unbanked層やUnderbanked層に対しては、フィンテックなどに一定の役割が期待されるが、中長期的には安定した収入が確保できるフォーマルセクターでの雇用創出が求められる。消費者ローン市場の健全な発展には、マクロプルーデンス政策などを通じた金融セクターの健全性に加えて、消費者保護やサイバーセキュリティの強化、利用者の金融リテラシーの向上などに引き続き取り組んでいく必要がある。

<sup>34</sup> BPS [2023]

### 3. フィリピン

#### (1) リテール金融市場の現状と課題

##### ①金融システムの概要

フィリピンの金融システムのうち、銀行セクターは22のユニバーサルバンク、23の商業銀行、42の貯蓄銀行、389の農村／協同組合銀行、6のデジタル銀行で構成され、フィリピン中央銀行（以下、中銀）が金融監督を行っている（図表2-3-1）。ユニバーサルバンクは民間国内銀行、政府所有銀行、外国銀行支店に分類され、通常の銀行業務に加え、証券引受や株式売買などの投資銀行業務が許可されている。総資産の規模は銀行セクター全体の約9割を占める。政府所有銀行の1つであるフィリピン土地銀行(LBP)は農水産業や地方開発への融資に加え、小規模農家への小口融資などマイクロファイナンス機関としての役割も担う。

ノンバンクセクターは預金の受入や貸金業務などの準銀行機能を有するノンバンクとそれ以外に分類され、証券取引委員会（SEC）が保険会社を除く全てのノンバンクの監督を行う。準銀行業務を行うノンバンクは中銀から許可を得る必要があり、SECに加えて中銀も監督を行っている。準銀行機能を持つノンバンクには投資会社（investment houses）やファイナンス会社（financing companies）、準銀行機能を持たないノンバンクには質屋（pawnshops）などが含まれる。

図表 2-3-1: フィリピンの金融システムの概要

	金融機関数	総資産 (兆ペソ)	総資産に占める 割合 (%)	監督機関
銀行セクター	482	25.2	100.0	中銀
ユニバーサルバンク	22	22.4	88.9	
民間国内銀行	13			
政府所有銀行	3			
外国銀行支店	6			
商業銀行	23	12.5	4.6	
貯蓄銀行	42	10.4	4.1	
農村／協同組合銀行	389	4.1	1.6	
デジタル銀行	6	0.9	0.4	
ノンバンクセクター	2,045	NA	NA	
準銀行機能有り	5			
準銀行機能無し	2,040			
質屋 (Pawnshops)	1,160			
MSB (Money Service Businesses*)	722			
合計	2,579			

(注) 1. 2023年12月末時点。

2. 「準銀行機能 (quasi-banking function)」を有するノンバンクは、預金・貸付業務を行うことができる。

3. MSBは、MSBとしての機能を有する質屋を除く。

(資料) フィリピン中央銀行より国際通貨研究所作成

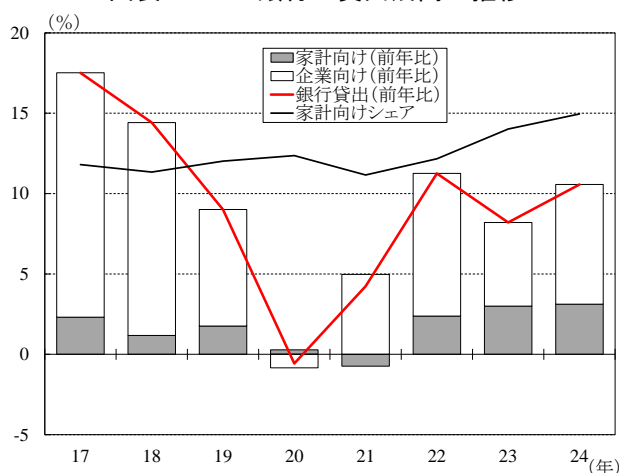
##### ②銀行貸出動向

銀行の貸出残高は2010年代後半に二桁台の伸びを示した（図表2-3-2）。その後、コロナ禍の景気減速に伴い、2020年には前年比マイナスに落ち込んだものの、2022年以

降は前年比+10%程度の伸びとなっている。内訳をみると、企業向けの寄与度が大きいものの、コロナ禍以降は旺盛な消費意欲を背景に家計向けの寄与度が高まっている。家計向けシェアは2017年の12%から2024年には15%にやや拡大した。

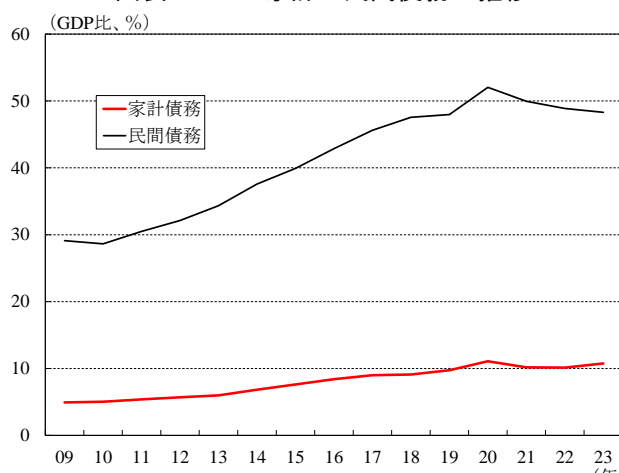
民間債務は経済成長に伴う資金需要の高まりから2010年代に大きく上昇した（図表2-3-3）。コロナ禍以降は横這いでの推移となっており、2023年はGDP比48%となった。一方、家計債務は小幅な増加にとどまっており、2023年末時点でGDP比11%と低位で安定している。

図表 2-3-2：銀行の貸出残高の推移



(注)2024年は6月時点。  
(資料)フィリピン中央銀行統計より国際通貨研究所作成

図表 2-3-3：家計・民間債務の推移



(注)民間債務は非金融企業、家計、非営利団体の債務残高の合計。  
(資料)フィリピン中央銀行、フィリピン国家統計局統計より国際通貨研究所作成

### 消費者向け貸出の動向

銀行の消費者向け貸出は堅調な拡大が続いている（図表2-3-4）。コロナ禍での経済活動の停滞により、2021年には前年比マイナスとなったが、その後は急回復し、2024年3月は前年比+17.6%となった。事業者別にみると、他行の吸収合併やライセンス取得による事業規模拡大などを背景に、ユニバーサルバンクのシェアが2010年の47%から2024年には81%に拡大しており、コロナ禍以降の伸びを牽引している。

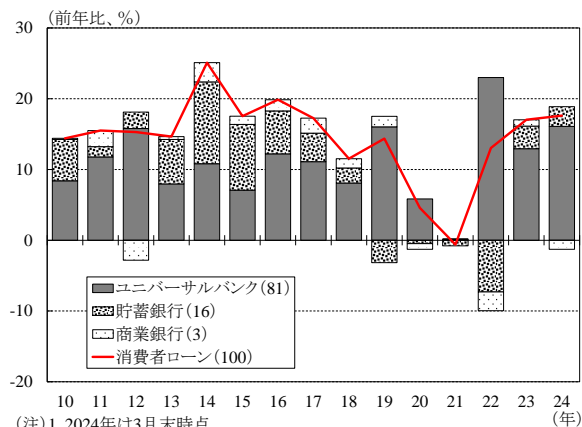
目的別では、直近2024年3月時点で不動産購入が38%、クレジットカードローンが28%を占める。近年、金利上昇に伴い、住宅ローンがやや伸び悩むなか、クレジットカードローンの伸びが顕著で、2024年3月の寄与度は前年比+7.5%ポイントとなった（図表2-3-5）。なお、銀行の消費者ローンは信用力が高い顧客向けが中心である一方、ノンバンクは相対的にクレジットリスクの高い層への貸出を行っており、ローン用途は家屋の修繕から至急の資金需要、生活必需品の購入などが多いとみられる。

2021年にフィリピンで初めて誕生したデジタル銀行は貸出の9割超を家計向けが占めるが、シェアはまだ小さく、全体の1%に満たない。目的別では、サラリーローン<sup>35</sup>が6

<sup>35</sup> 収入を基準として融資額の上限を設定する消費者ローン。

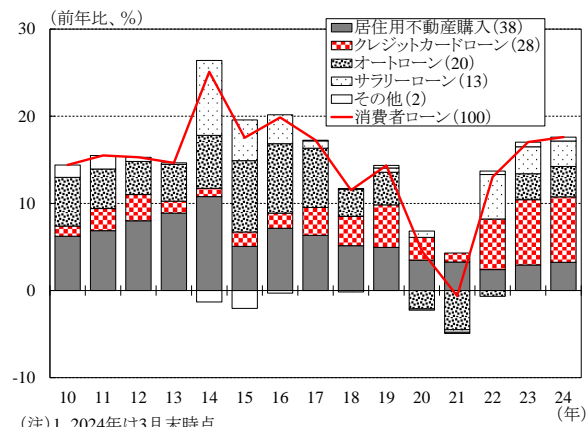
割超を占めるなど、他の事業者とローンの構成が異なる。

図表 2-3-4：銀行の消費者ローンの推移（事業者別）



(注) 1. 2024年は3月末時点。  
2. 項目名後括弧内は消費者ローンに占めるシェア(直近値)。  
(資料) フィリピン中央銀行統計より国際通貨研究所作成

図表 2-3-5：銀行の消費者ローンの推移（目的別）



(注) 1. 2024年は3月末時点。  
2. 項目名後括弧内は消費者ローンに占めるシェア(直近値)。  
(資料) フィリピン中央銀行統計より国際通貨研究所作成

## (2) 金融セクターの健全性

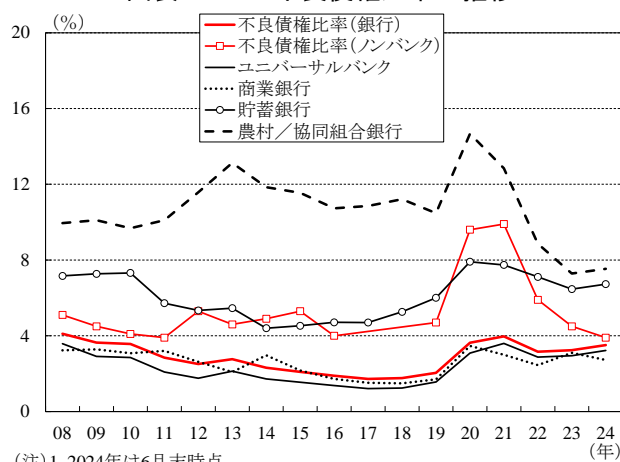
銀行の不良債権比率は 2010 年代には 1~2% 台と低位で推移した（図表 2-3-6）。コロナ禍において債務者の返済能力が低下したことや新型コロナ対策法で規定された融資返済猶予策が 2020 年末に失効したことで、不良債権比率は 2020 年に 3.6%、2021 年に 4.0% に上昇した。その後はやや低下したが、2024 年 6 月時点で 3.5% とコロナ禍前の水準を上回っている。不良債権比率は事業者ごとに異なっており、農村／協同組合銀行や貯蓄銀行は高水準である一方、総資産の規模が大きいユニバーサルバンクや商業銀行は低位で推移している。ノンバンクの不良債権比率はコロナ禍で銀行セクターと比べて大幅な上昇がみられたが、直近ではコロナ禍以前の水準に低下し、銀行セクターと同水準となっている。政府は 2021 年 2 月、コロナ禍で急増した不良債権を円滑に処理し、金融機関の財務を改善するため、「金融機関戦略的移管（FIST）法」を成立させ、金融機関の不良債権を専門の資産管理会社に移管することを認めた<sup>36</sup>。2022 年 4 月までに 6 社の資産管理会社が設立され、不良債権処理を進めている。

銀行の自己資本比率は、2024 年 3 月時点で 16.3% と中銀が定める最低水準（10%）を上回っている（図表 2-3-7）。事業者ごとに異なるが、総じて高水準を維持しており、健全性は高いとみられる。銀行の引当率は 2022 年以降、緩やかに低下しており、2024 年 6 月時点で 95.4% と 100% を下回った（図表 2-3-8）。事業者別では、ユニバーサルバンクや商業銀行は概ね 100% を上回っている一方、不良債権比率が高い農村／協同組合銀行や貯蓄銀行は 60~70% 台となっており、今後、引当金の積み増しが求められる可能性がある。

<sup>36</sup> 2022 年末までに不良債権化した債権が対象。

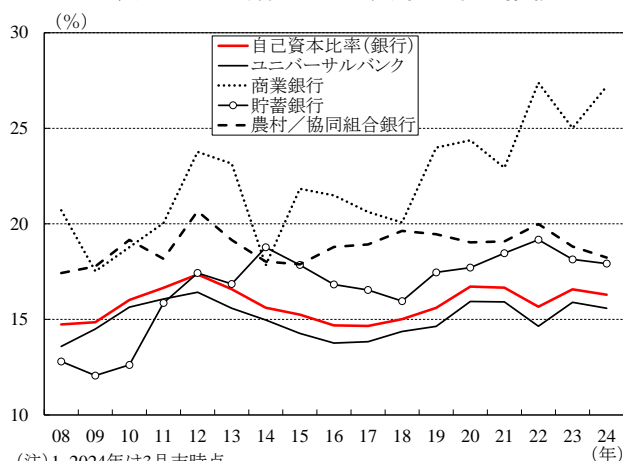


図表 2-3-6：不良債権比率の推移



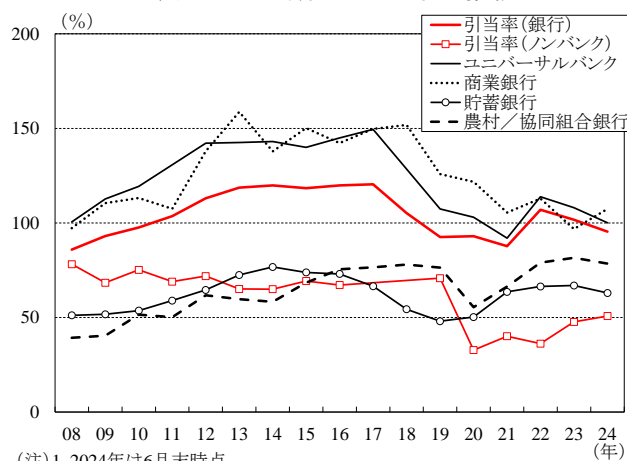
(注) 1. 2024年は6月末時点。  
2. 2017年、2018年の不良債権比率(ノンバンク)は公表なし。  
(資料) フィリピン中央銀行統計より国際通貨研究所作成

図表 2-3-7：銀行の自己資本比率の推移



(注) 1. 2024年は3月末時点。  
2. 2010年の商業銀行は公表なし。  
(資料) フィリピン中央銀行統計より国際通貨研究所作成

図表 2-3-8：銀行の引当率の推移



(注) 1. 2024年は6月末時点。  
2. 2017年、2018年の引当率(ノンバンク)は公表なし。  
(資料) フィリピン中央銀行統計より国際通貨研究所作成

### (3) 小括

フィリピンは、旺盛な消費意欲を背景に内需拡大が続いており、今後、中間層の増加に伴い、消費者ローンの堅調な伸びが見込まれる。こうしたなか、融資を受ける際に必要な本人確認資料について、統一した信頼性の高い書類が確立しておらず、金融機関にとって審査の負荷が高くなっている。フィリピンでは、2018年8月に成立した「身分証明制度法」に基づき、氏名、性別、生年月日、住所、生体情報等が収録された「PhilID (IDカード)」の発行が進められており、金融分野での活用が期待される。

一方、フィリピンではコロナ禍を経て、銀行口座保有率が大きく上昇したものの、他のASEAN各国と比べて低水準となるなど金融包摂の課題を抱えている。加えて、正規の金融事業者から借入をした個人は25% (2021年時点)にとどまっており、農村部や貧困層における金融アクセス面での格差是正に引き続き取り組む必要がある。フィリピ

ンでは、農村部の貧困層を中心に「ファイブ・シックス<sup>37</sup>」と呼ばれる高利貸しが普及しており、インフォーマルセクターからの借入による貧困の連鎖や悪質な取り立て手法が社会問題となっている。ドゥテルテ政権下では正規の届出を出していないファイブ・シックスの取り締まりを強化したものの、足元でも法令に違反した消費者金融の事業停止などの処分が相次いでおり、消費者金融業者への監督強化が求められる。

---

<sup>37</sup> 借入金額の20%を利子として上乗せした金額を日払いで毎回同額、返済する。返済期間は一般的に1~2ヵ月程度と短く、高金利といわれている。

## 4. ベトナム

### (1) リテール金融市場の現状と課題

#### ①金融システムの概要

ベトナムの金融システムは2024年5月時点で、国有商業銀行7行、民間商業銀行28行、ベトナム社会政策銀行、ベトナム協同組合銀行、ノンバンク26社、マイクロファイナンス機関4社などで構成され、ベトナム国家銀行（以下、中銀）が金融監督を行っている（図表 2-4-1）。総資産に占める割合は国有商業銀行が41.9%、民間商業銀行が44.2%と大部分を占める。その他、ベトナム社会政策銀行は国有のマイクロファイナンス機関として、貧困層や零細企業向け融資を行っている。民間のマイクロファイナンス機関は2010年与信機関法において株式会社としての設置が規定された。

図表 2-4-1: ベトナムの金融システムの概要

	金融機関数	総資産 (兆ドン)	総資産に 占める割合 (%)	監督機関
国有商業銀行	7	8.5	41.9	中銀
ベトナム社会政策銀行	1	0.4	1.8	
民間商業銀行	28	9.0	44.2	
合弁銀行	2			
外国銀行現地法人	9	1.9	9.4	
外国銀行支店	50			
ノンバンク	26	0.3	1.5	
ベトナム協同組合銀行	1	0.07	0.3	
人民信用金庫	1,181	1.9	0.9	
マイクロファイナンス機関	4	NA	NA	

(注 2024年5月時点。)

Vietcombank、VietinBank、BIDV の3行は中銀から独立し、株式上場を果たしているが、中銀の持株比率が50%超であるため、国有商業銀行に含める。

(資料) ベトナム国家銀行統計より国際通貨研究所作成

#### ②銀行貸出動向

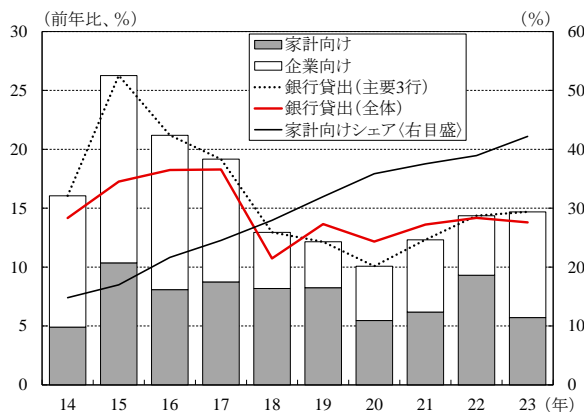
銀行貸出は前年比二桁台の伸びで安定した拡大が続いている（図表 2-4-2）。中銀は銀行貸出について、年初に通年の貸出残高伸び率の上限を設定し、融資実績等に応じて各行に割り当てを行っている。2024年は前年と同様、前年比+15%に設定された。

2023年末時点で、国有商業銀行である Vietcombank、VietinBank、BIDV の貸出残高は全体の3割超を占めるなど重要な役割を果たしている。同3行の貸出をみると、2010年代後半以降、家計向けの伸びが貸出増加に大きく寄与しており、家計向け貸出のシェアは2014年の15%から2023年は42%に拡大した。家計債務残高は、2013年のGDP比25%から2020年には同61%と<sup>38</sup>短期間で大幅な増加がみられる。消費者向けローン残高は労働者所得の50%に上るなど新興国において高水準との分析もある<sup>39</sup>。

<sup>38</sup> <https://hanoitimes.vn/elevated-household-debt-remains-big-concern-for-vietnam-banking-sector-hsbc-317327.html>

<sup>39</sup> <https://e.vnexpress.net/news/business/economy/vietnam-household-debt-surges-hsbc-report-4276305.html>

図表 2-4-2: 銀行貸出の推移



(注) 1. 銀行貸出(全体)は金融機関全体。その他はVietcombank、VietinBank、BIDVの合計。  
2. 家計向け貸出はファミリービジネス等の事業用を含む。

(資料) ベトナム国家銀行統計、各行IR資料より国際通貨研究所作成

### 家計向け貸出の動向

ベトナムにおける消費者向けローンは信用機関法第 47/2010/QH12 号により規制されており、消費者金融事業は中銀の許可を得た①地場商業銀行・外国銀行現地法人・外国銀行支店、②地場ファイナンス会社に限定されている。

ベトナムでは、物件ごとにディベロッパーが指定した金融機関で住宅ローンを組むことが一般的で、特にディベロッパーとの結びつきが強い国有銀行では住宅ローンの割合が高い傾向がある。一方、資金用途を限定しない無目的ローンはファイナンス会社が大部分を占める。中銀は商業銀行の不良債権比率を厳しく管理しており、商業銀行の無目的ローンは一部の信用力のある顧客に限定して提供されるケースが多い。

ファイナンス会社の消費者向けローンは年平均+20%のペースで拡大している。2020年時点の残高は2012年の2.5倍となり、国内貸出全体の2割を占めた。中銀が消費者金融事業のライセンスを供与しているファイナンス会社16社のうち、大手3社<sup>40</sup>で同市場の8割を占める。このうちパーソナルローンやキャッシュローン<sup>41</sup>等の無目的ローンは6割を占める。ただし、中銀の規制<sup>42</sup>の影響でキャッシュローンの割合は低下傾向で、代替としてクレジットカードローンが二桁台の伸びとなっている。

加えて、ベトナムでは約3割が銀行口座を保有していない一方、スマートフォンの普及率は高く、消費者金融におけるP2Pレンディング<sup>43</sup>が急拡大している。

<sup>40</sup> 大手3社のシェアはFE Creditが52%、Home Creditが17%、HD Saisonが11%。2020年時点。

[Three companies dominate consumer lending market in VN \(vietnamnews.vn\)](http://vietnamnews.vn)

<sup>41</sup> 顧客の口座に直接入金するローン。

<sup>42</sup> 通達18/2019/TT-NHNN号(2020年1月施行)において、ファイナンス会社は貸出残高のうち、キャッシュローンが占める割合を2024年1月時点で30%まで段階的に縮小することを求めた。

<sup>43</sup> 金融機関を介さず、インターネット上で資金の貸し手と借り手を募り、融資を実施する新しい金融仲介の仕組み。

## (2) 金融セクターの健全性

銀行セクターの不良債権比率は2010年代前半には3~4%台だったが、不良債権を処理するベトナム国家債権買取会社（VAMC）の設立や不良債権処理に関する国会決議などに伴い、低下傾向を辿った（図表2-4-3）。しかし、2022年以降、不動産ディベロッパの業績悪化などを背景に上昇に転じ、2024年5月末には4.9%<sup>44</sup>（VAMCへ移管された債権を含めると6.9%）まで上昇した。中銀は不良債権問題について、銀行セクターだけでなく経済全体にとっての課題であるとの認識を示している<sup>45</sup>。中銀は2022年6月に承認した「2021年~2025年における不良債権処理に伴う信用機関システムの再構築に関するスキーム」（決定689/QD-TTg号）において、2025年末時点の不良債権比率を3%以下とする目標を掲げ、銀行に対して不良債権処理を積極的に進めるよう指示しており、多くの銀行はそれぞれ策定した健全化計画（中銀が承認）に基づき不良債権処理を進めている。なお、大手国有銀行の不良債権比率は2023年末時点で1%台と低位で安定しており、不良債権比率の上昇は民間銀行を中心とする問題と考えられる。巨額の横領事件に伴い経営危機に陥っている民間最大手のサイゴン商業銀行（SCB）<sup>46</sup>をはじめ、オーシャンバンク（OceanBank）、建設銀行（CB）、GP銀行（GPBank）、ドンア銀行（DongABank）の5銀行が中銀の特別管理下にあり、このうちCB、Oceanbank、GPBankの3行については、強制移管措置が計画されている<sup>47</sup>。SCBについては、中銀が継続的に特別融資<sup>48</sup>を行っており、SCBの経営再建が進まなかった場合には、中銀は国有銀行に同行の買取を求める可能性も指摘されている。また、中銀は2024年6月、債務返済期限の繰り延べ等を行った場合でも債務者区分の引き下げを猶予する通達02/2023/TT-NHNN号の期限を2024年12月末まで延長した。一方、中銀は通達03/2024/TT-NHNN号において、VAMCが不良債権を市場価格で買い取る条件として、債権買い入れ額を全額回収できると評価していることなど、買取条件を厳格化しており、不良債権処理への影響を注視する必要がある。不良債権の増加に対応し、引当率は2024年3月末時点で主要27行のうち、22行が100%を下回り、8行は50%を下回っており、今後、引当金の積み増しに伴う銀行の収益悪化が懸念される。

こうしたなか、商業銀行の自己資本比率は2024年5月時点で7.98%と国際資本規制であるバーゼルⅡが定める最低基準8%を下回っている（図表2-4-4）。中銀はバーゼルⅡの達成時期を2025年に延期するなど、他のASEAN諸国と比べて対応が遅れている。政府は2022年6月に公表した首相決定689/QD-TTg号において、2025年までの金融機

<sup>44</sup> 中銀の目安は3%以下。

<sup>45</sup> <https://vneconomy.vn/ngan-hang-nha-nuoc-dua-ra-4-nhom-nhiem-vu-trong-boi-can-ho-xau-tang-cao.htm>

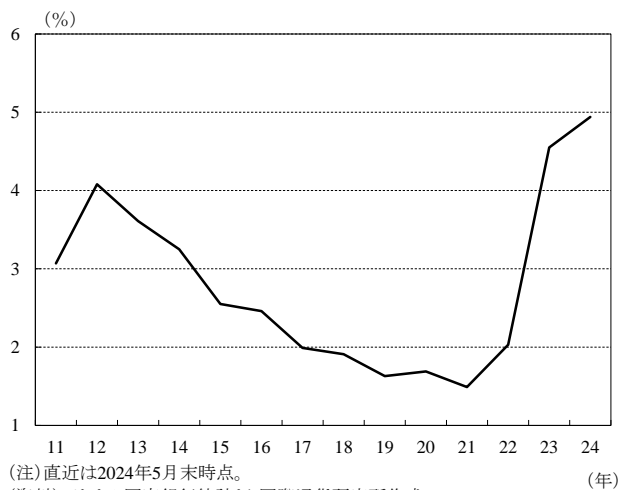
<sup>46</sup> 2020年末時点で総資産は民間商業銀行で最大規模。

<sup>47</sup> 強制移管措置は、脆弱で特別管理下にある金融機関の出資者に対し、すべての出資分を中銀または中銀が指定した金融機関に強制的に譲渡させるというもの（<https://vietnamfinance.vn/ba-ngan-hang-0-dong-da-duoc-dinh-gia-chuyen-giao-trong-nam-2024-d111012.html>）。

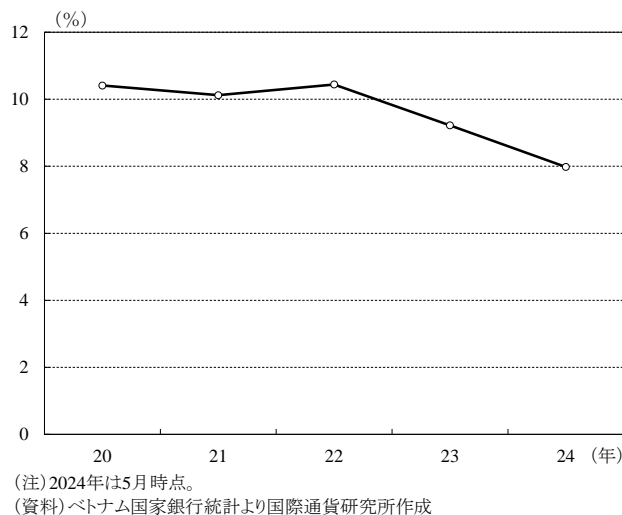
<sup>48</sup> 2024年4月時点で総額240億ドルに達した。

関の再編計画を示しており、商業銀行の自己資本比率の目標<sup>49</sup>を規定した。2023年には大手国有銀行4行<sup>50</sup>について政府主導で増資を行うなど資本増強を進めている。

図表 2-4-3：不良債権比率の推移



図表 2-4-4：自己資本比率の推移



### (3) 小括

ベトナムでは、1人当たりGDPが4,000ドルを超え、中間層の増加に伴う消費需要の伸びを背景に今後も消費者向けローンの拡大が続くとみられる。ただし、家計債務残高の急拡大や銀行セクターにおける不良債権問題等を受けて、目先、消費者金融市場の拡大ペースは緩やかになる可能性がある。

このほか、一部のファイナンス会社が年利50%超の高金利を課していることや強硬な債権回収が行われていることが社会問題となっている。中銀は上限金利の設定や消費者金融に特化した借り手保護に関する法整備の必要性を指摘している。加えて、近年急拡大しているP2Pレンディングは現行の融資規制の対象外で、貸出金利が高いなど、債務者保護の観点から課題が指摘されている。中銀は2024年3月、P2Pレンディングを含むデジタル・バンキングについて、法的枠組みや規制を検討するサンドボックスプログラム（最大2年）を開始しており、適切な法規制の導入が期待される。

<sup>49</sup> 2023年までに10～11%、2025年までに11～12%を目標に据えた。

<sup>50</sup> Vietcombank、VietinBank、ベトナム投資開発銀行(BIDV)、農業地方開発銀行(Agribank)。

## 5. カンボジア

### (1) リテール金融市場の現状と課題

#### ①金融システムの概要

2023 年末時点で、58 行の商業銀行と 9 行の専門銀行<sup>51</sup>、87 社のマイクロファイナンス機関 (MFIs)、16 社のリース会社、33 社の支払サービス機関 (Payment Service Institutions)、約 2,900 社の両替商があり、カンボジア国立銀行 (以下、中銀) が金融監督を行っている (図表 2-5-1)。総資産に占める割合は商業銀行が 91%と大部分を占め、MFIs が次いで 7.6%となっている。MFIs は、4 社の預金受入が可能なマイクロファイナンス機関 (Microfinance Deposit-taking Institutions : MDIs)、83 社の預金受入不可のマイクロファイナンス機関 (Microfinance non-Deposit-taking institutions) に分けられ、MFIs は銀行の支店や ATM がなく、金融サービスにアクセスできなかった農村部において、個人向けや農業分野への貸出を拡大し、金融包摂に大きく貢献してきた。

図表 2-5-1:カンボジアの金融システムの概要

	金融機関数	総資産 (兆リエル)	総資産に占める割合 (%)	監督機関
商業銀行 ( Commercial Banks )	58	314.3	91.0	中銀
国内銀行 ( Locally Incorporated )	27			
外資銀行子会社 ( Subsidiary Banks )	20			
外資銀行支店 ( Foreign Branch Banks )	11			
専門銀行 ( Specialized Banks )	9			
マイクロファイナンス機関 ( Microfinance Institutions: MFIs )	87	26.1	7.6	
預金受入可能マイクロファイナンス機関 ( Microfinance Deposit-taking Institutions: MDIs )	4	18.6	5.4	
預金受入不可のマイクロファイナンス機関 ( Microfinance non-Deposit-taking Institutions )	83	7.5	2.2	
リース会社 ( Lesing Companies )	16	2.0	0.6	
地方信用機関 ( Rural Credit Institutions )	114	0.3	0.1	
支払いサービス機関 ( Payment Service Institutions )	33	NA	NA	中銀
両替商 ( Money Changers )	2,928			

(注)2023年12月時点。

(資料)カンボジア国立銀行統計より国際通貨研究所作成

#### ②銀行貸出動向

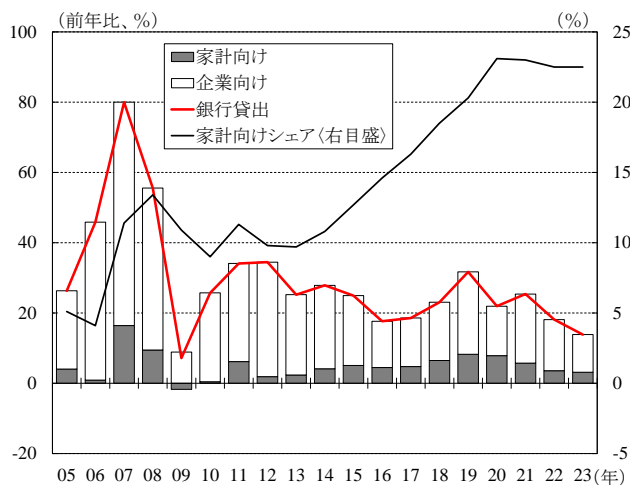
銀行貸出は 2010 年以降、二桁の伸びが続いた (図表 2-5-2)。2022 年以降、中国経済の低迷等に伴う景気の先行き不透明感から貸出の伸びが鈍化し、直近 2024 年 6 月は金融機関の貸出姿勢が慎重になったこともあり、与信残高が前年比+2.6%と過去 20 年で最低水準となった。家計向けシェアは 2015 年以降、拡大ペースが加速し、2014 年の 10.8%から 2020 年には 23.1%となり、その後は横這いで推移している。

家計債務残高は 2010 年代後半以降、GDP 比で大きく上昇し、2022 年末時点で同 36%となった (図表 2-5-3)。コロナ禍で GDP が前年比マイナスとなったほか、金融商品の

<sup>51</sup> 通常の銀行業務である、預金、為替、貸出業務のうち 1 つのみを行う。主にクレジットカード発行を含む貸出業務のみを行っている。

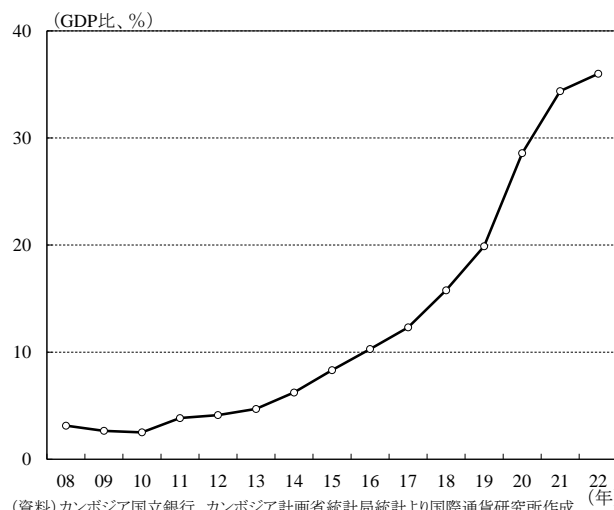
多様化やデジタル化の進展に伴う農村部を含めた金融包摂の深化が背景にあるとみられる。加えて、不動産開発事業者が提供する住宅ローンが広く利用されており<sup>52</sup>、実際の家計債務は中銀の公表値を大きく上回っている可能性がある。

図表 2-5-2: 銀行貸出の推移



(資料)カンボジア国立銀行統計より国際通貨研究所作成

図表 2-5-3: 家計債務の推移



(資料)カンボジア国立銀行、カンボジア計画省統計局統計より国際通貨研究所作成

### 家計向け貸出の動向

家計向け貸出について、銀行は主に都市部の高所得者層、MFIs は主に農村部の低所得者層をターゲットとしている。ただし、近年は銀行の農村部への進出や MFIs の都市部での活動が拡大しており、顧客層の差は縮小しつつある。

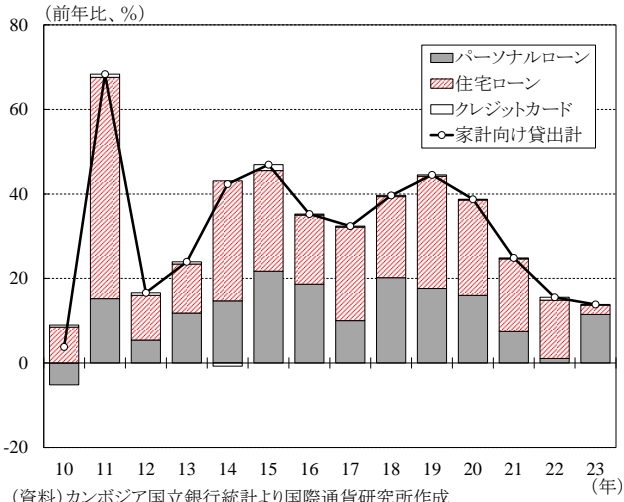
2010 年代の銀行の家計向け貸出は住宅ローンが牽引し、前年比+30%程度の高い伸びとなった (図表 2-5-4)。2022 年以降は景気減速の影響で伸び幅が同+10%台に鈍化し、2023 年は金利上昇や消費者マインドの悪化を背景に特に住宅ローンの伸び悩みがみられた。カンボジアではクレジットカードが普及しておらず、クレジットカードローンは家計向け貸出全体の 1%に満たない。

MFIs の貸出は、2010 年代前半には前年比+40~同+50%程度と高い伸びだったが、近年は同+20%程度と貸出の伸びは緩やかになっている (図表 2-5-5)。2023 年は Prasac Microfinance Institution Plc. と Kookmin Bank Cambodia Plc. が合併し、商業銀行へ転換した影響で大幅マイナスとなった。こうした中、家計向け貸出のシェアは 2010 に 10%程度だったが、2010 年代後半にシェアが大きく拡大し、2018 年には 37%となった。コロナ禍以降はほぼ横這いでの推移となり、2023 年は 31%だった。

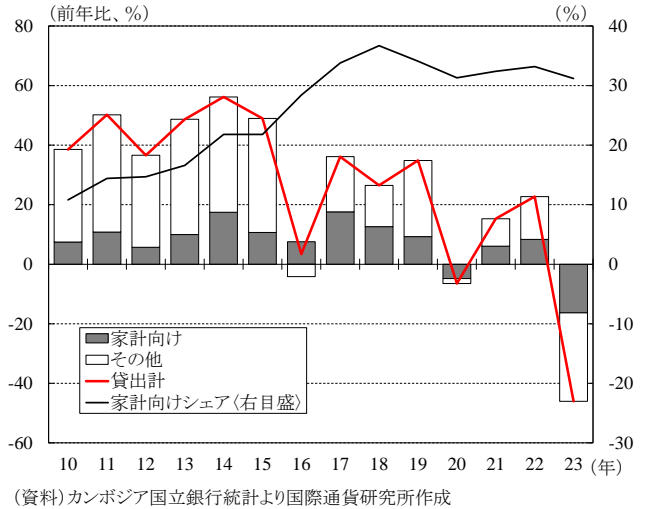
<sup>52</sup> 不動産事業者の貸付が銀行融資によって賄われていた場合、その規模は GDP 比 39%~同 112%と推計される。ただし、同 112%は極端なシナリオで、実際には同 60%~70%程度が現実的とされる (AMRO [2023])。



図表 2-5-4 : 銀行の家計向け貸出（目的別）



図表 2-5-5 : MFIs の貸出推移



## (2) 金融セクターの健全性

金融機関の不良債権比率は 2000 年代前半には二桁の高水準だったが、外国銀行進出に伴う与信管理スキルの向上や与信の分類と引当に関する新規則の導入など中銀による金融監督の強化を背景に低下した。2010 年代の不良債権比率は、銀行については 2% 前後、MFIs については銀行を下回る水準で安定した推移が続いた（図表 2-5-6）。しかし、2022 年以降は大きく上昇し、2023 年末時点で銀行、MFIs それぞれ 5.4%、6.5% となった。不良債権比率の上昇は銀行の貸出条件の厳格化や収益悪化に繋がる可能性があり、注視する必要がある。

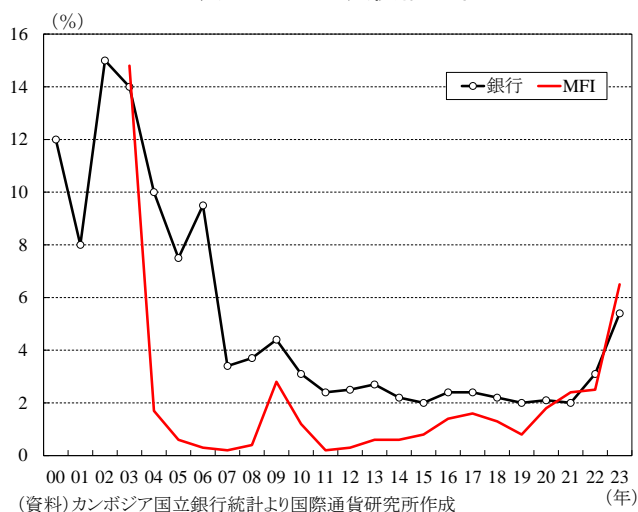
不良債権比率上昇の背景にはコロナ禍の経済支援策として 2020 年 3 月に導入された金融機関向けのローンリストラクチャリング政策の終了（2022 年 6 月）が挙げられる。この政策は当初、コロナ禍の影響が大きかった縫製業、観光業、運輸業、建設業の 4 分野の貸出債権を対象に引当金の積み増し等を行わずに融資条件の緩和を許容し、後に 4 分野以外の債権も対象となった。2021 年 6 月以降は、同政策の対象となった融資について、引当金の設定や債権分類が順次行われ、特例措置の終了に向けた転換が行われた。ただし、ASEAN+3 マクロ経済調査事務局（AMRO）によると、同政策が終了した 2022 年 6 月時点で対象債権の 43% が評価期間中で債権分類がされておらず<sup>53</sup>、評価完了後の 2023 年末に不良債権比率の大幅上昇につながった。ただし、金融機関の貸出に占める比率が高い不動産セクターや家計向けの不良債権比率は他セクターに比べて低く、安定した支払能力を維持しているとみられる。

加えて、2023 年末時点の銀行と MDIs の流動性比率（LCR）はそれぞれ 167%、286% と 100% を大きく上回っているほか、自己資本比率（CAR）も 20% 台と中銀が定める 15% を超えており、金融機関の健全性は総じて高いといえる（図表 2-5-7）。

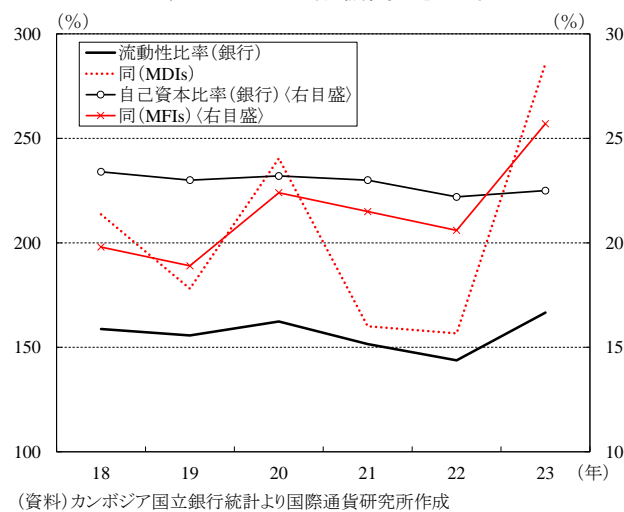
<sup>53</sup> AMRO [2022]

金融機関の収益性は、2017年にMFIに対して貸出金利の上限規定が導入されたことでROA、ROEとも大きく低下した。その後、収益指標は改善しつつあったが、2023年は調達金利上昇や不良債権比率上昇などに伴い、ROA、ROEはそれぞれ1.0%、3.2%に悪化した。

図表 2-5-6：不良債権比率



図表 2-5-7：金融機関の健全性



### (3) 小括

カンボジアの消費者金融市場は、中長期的には所得向上による消費意欲の高まりが支えとなり、安定した成長が見込まれるものの、不良債権比率の上昇に伴い、短期的には伸び悩みが続く可能性がある。こうしたなか、中銀の監督下でない不動産開発事業者が提供する住宅ローンの利用が広がっている問題への対応として、不動産開発事業者の財務諸表の開示の強化や罰則の強化、ローン金額の上限設定などが求められる。

加えて、中銀の監督下でない事業者による高金利ローンや小口融資事業者からの多重債務が社会問題となっている。債務者の自殺増加や借金返済のための土地売却などが国際機関から非難を浴びており、小口融資に対する規制や顧客保護制度が十分に整備されていない点が問題視されている。多重債務回避のためには借り手の金融リテラシー向上のほか、返済能力を考慮した適切な事前評価や顧客保護に関する認証手続きの厳格化などが必要となる。

## 6. インド

### (1) リテール金融市場の現状と課題

#### ①金融システムの概要

インドの金融システムは、銀行部門と非銀行金融機関（Non-banking Finance Institutions）に大きく分けられる（図表 2-6-1）。

図表 2-6-1: インドの金融システムの概要(2023 年 3 月時点)

業態		銀行数	総資産 (億ルピー)	銀行部門の総資産 に占める割合(%)	監督機関
銀行部門 (Banking Sector)	指定商業銀行(Scheduled Commercial Banks)	94	2,431,817	91.5	RBI
	国営銀行(Public Sector Banks)	12	1,401,479	52.7	
	民間銀行(Private Sector Banks)	21	844,520	31.8	
	外国銀行(Foreign Banks)	45	156,770	5.9	
	小規模ファイナンス銀行(Small Finance Banks: SFBs)	12	26,752	1.0	
	支払銀行(Payment Banks: PBs)	4	2,296	0.1	
	地域農村銀行(Regional Rural Banks: RRBs)	43	8,154	0.3	
	地域銀行(Local Area Banks: LABs)	2	147	0.0	
	協同組合信用機関(Credit Cooperatives)	106,770	217,859	8.2	
	都市協同組合銀行(Urban Cooperative Banks)	1,502	68,030	2.6	
地方協同組合信用機関(Rural Cooperatives)	105,268	149,829	5.6		
非銀行 金融機関 (Non-banking Finance Institutions)	全インド金融機関(All India Financial Institutions)	5	149,307	NA	RBI
	ノンバンク金融会社(Non-banking Financial Companies: NBFCs)	9,480	NA		
	預金受入型(NBFCs-D)	26	66,094		
	非預金受入型(NBDCs-ND)	9,930	387,620		
	資産再建会社(ARC)	27	NA		
	住宅金融会社(Housing Finance Companies)	97	168,730		
	プライマリーディーラー(Primary Dealers: PDs)	21	NA		
	銀行型PDs	14	NA		
	独立型PDs	7	NA		

(資料) RBI資料より国際通貨研究所作成

銀行部門では 2017 年以降、国営銀行 11 行が相次いで早期是正措置（PCA）<sup>54</sup>の対象となり、政府主導で再編・統合が行われ、国営銀行数は 2017 年の 21 行から 12 行まで減少したが、State Bank of India（SBI）をはじめとする国営銀行が総資産で約 6 割を占めるなど、なお中心的な役割を担っている。民間では最大手の HDFC 銀行が 2023 年に親会社である住宅開発金融会社（HDFC）を吸収合併し、SBI に次ぐ規模となった。

非銀行金融機関には、政府系金融機関である全インド金融機関（All India Financial Institutions: AIFIs）、非銀行金融会社（Non-banking Finance Companies: NBFCs）、国債引き受けを行う政府公認のプライマリーディーラー（Primary Dealers）がある。

AIFIs には、全国農業農村開発銀行（National Bank for Agriculture and Rural Development: NABARD）、インド輸出入銀行（EXIM Bank）、小規模産業開発銀行（Small Industries Development Bank of India: SIDBI）、全国住宅銀行（National Housing Bank: NHB）、2021 年に開発金融機関として設立されたインフラ開発金融銀行（National Bank for Financing Infrastructure and Development: NaBFID）の 5 行があり、それぞれ農業・農村、貿易金融、

<sup>54</sup> 早期是正措置(PCA)は、金融機関の経営の健全性を図り、破たんを未然に防ぐため RBI が 2002 年に導入、2017 年 4 月に基準の見直しが行われた。PCA の対象になると、配当支払、利益送金、支店開設の禁止や引当率の引き上げなど業務縮小・資産圧縮が求められる。2022 年 9 月までに対象の銀行がゼロとなった。

零細中小企業、住宅金融、インフラへの長期資金の提供を目的としている。

NBFCs は、生産・経済活動や証券投資のための融資を行う投資・信用会社（NBFC-ICC）や電力と鉄道といったインフラ分野を中心に融資を行うインフラファイナンス会社（NBFC-IFC）をはじめ、マイクロファイナンス会社（NBFC-MFI）、資金の出し手と借り手を結びつけるオンラインプラットフォーム（NBFC-P2P）など目的に応じた様々な形態がある（図表 2-6-2）。総資産（2023年9月時点）のうち、NBFC-ICC（62%）と NBFC-IFC（34%）を合わせて 96%を占める。

2018年9月のインフラ開発金融大手ノンバンク（Infrastructure Leasing & Financial Services Ltd, IL&FS）や Dewan Housing Finance Corporation（DHF）の債務不履行を契機に NBFCs 全体の健全性に対する懸念が広がり、一部ノンバンクの流動性危機や資金繰り悪化などで淘汰が進んだほか、2019年12月にインド準備銀行（RBI、中央銀行）が、既存の NBFCs や民間の地域銀行が一定の規制要件を満たした上で SFBs への転換を認めたこともあり、RBI に登録されている NBFCs はピーク時の 1 万社超から約 9,400 社程度まで減少した（2023年3月末時点）。2023年3月末時点の NBFCs（住宅金融会社を含む）の総資産は、指定商業銀行の 4 分の 1、貸出は 3 分の 1 程度ながら、住宅金融会社の住宅ローンやその他の NBFCs によるオートローンといった個人向けでは、相応のプレゼンスを有している（図表 2-6-3）。

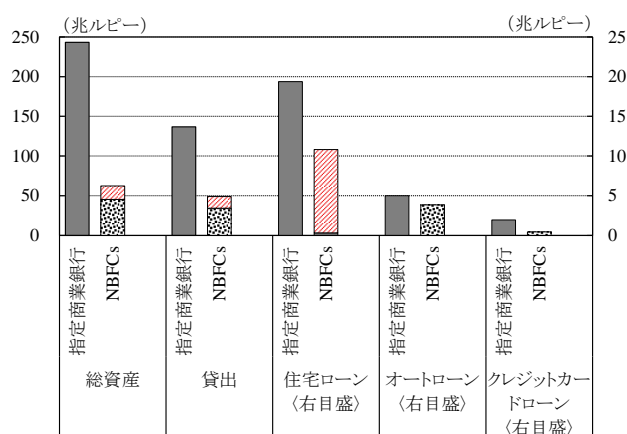
RBI は、主に 1949 年銀行規制法（Banking Regulation Act）に基づき、銀行部門と非銀行金融機関に対する規制・監督権限を有する<sup>55</sup>。なお、住宅金融会社（HFC）の監督権限は 2019 年 8 月に国立住宅銀行（NHB）から RBI に移管された。

図表 2-6-2 : NBFCs の概要

名称	事業内容
投資・信用会社 (Investment and Credit Company: NBFC-ICC)	生産活動・経済活動の支援および投資用有価証券取得のための融資
インフラファイナンス会社 (Infrastructure Finance Company: NBFC-IFC)	インフラ向けローン
中核投資会社 (Core Investment Company: CIC)	グループ会社の持分、優先株式、借入金への投資
インフラデッドファンド (NBFC-Infrastructure Debt Fund: NBFC-IDF)	運営開始後のインフラプロジェクトの長期債務の流れの円滑化
マイクロファイナンス機関 (Micro Finance Institution: NBFC-MFI)	金融サービスへのアクセスが難しい層に対して、少額の無担保ローンを提供
ファクター (NBFC-Factors)	譲渡人の売掛債権の取得または売掛債権の担保権に対する割引価格での融資
金融持株会社 (Non-Operative Financial Holding Company: NBFC-NOFHC)	プロモーターによる新銀行設立を支援
住宅ローン保証会社 (Mortgage Guarantee Company: MGC)	住宅ローン保証業務
アカウント・アグリゲーター (Account Aggregator: NBFC-AA)	顧客の金融資産に関する情報を統合・整理し、顧客または顧客の指定する第三者に提供
P2P融資プラットフォーム (Peer to Peer Lending Platform: NBFC-P2P)	貸し手と借り手を結びつけるオンラインプラットフォーム
住宅金融会社 (Housing Finance Company: HFC)	住宅の購入・建設・改築・改修・修繕のファイナンス

(資料) RBI資料より国際通貨研究所作成

図表 2-6-3 : 商業銀行と NBFCs の比較



(注) 『NBFCs』のうち、赤斜線は住宅金融会社。2023年3月末時点。

(資料) RBI資料より国際通貨研究所作成

<sup>55</sup> <https://www.rbi.org.in/scripts/AboutusDisplay.aspx>

## 金融包摂に向けた近年の取り組み

モディ政権が2014年8月に開始した「国民皆口座プロジェクト (Pradhan Mantri Jan Dhan Yojana: PMJDY)」は、従来、金融サービスへのアクセスが困難であった層の金融包摂実現に大きく寄与している。具体的には、国民ID番号 (Aadhaar) と紐づいた銀行口座を開設し、銀行の支店やATMが存在しない農村地域でも銀行代理店にあるマイクロATM端末でAadhaar番号と指紋による生体認証のみで、現金の出入金、送金、残高照会、当座貸し越し(口座開設から6ヵ月後)などの金融取引が利用可能となったほか、希望者にはデビットカード (RuPay PMJDY) が提供される。こうしたことを受けて銀行口座の普及が加速し、15歳以上の国民の銀行口座保有率は2014年時点の53%から2017年には80%と高中所得国と肩を並べる水準にまで上昇した。

2016年4月に導入された電子送金システム「統一決済インターフェース (Unified Payments Interface: UPI)」<sup>56</sup>により、スマートフォンのアプリケーション上で24時間365日、銀行口座間のリアルタイム送金が可能となった。インド決済公社 (National Payments Corporation of India: NPCI) が開発し、民間事業者にも開放され、これを活用した電子決済サービスの提供が相次いだ。

2016年11月の高額紙幣廃止やデビットカードやクレジットカードによる支払いに対するサービス税免除 (2,000ルピーを上限) などを受けて、決済時のカード利用が拡大したものの、UPIについては、送金や加盟店の手数料を原則無料としているほか、2020年以降のコロナ禍での非対面・非接触決済ニーズの高まりなどもあり、利用が急拡大し、リテール電子決済額に占めるUPIの割合は73%に達した (2023年)。さらに、NPCIは2023年9月、Credit Line on UPI(CLOU)を開始した。銀行の顧客がUPIアプリから事前承認されたクレジット・ラインに直接アクセスできるようになった。

## ②銀行貸出動向

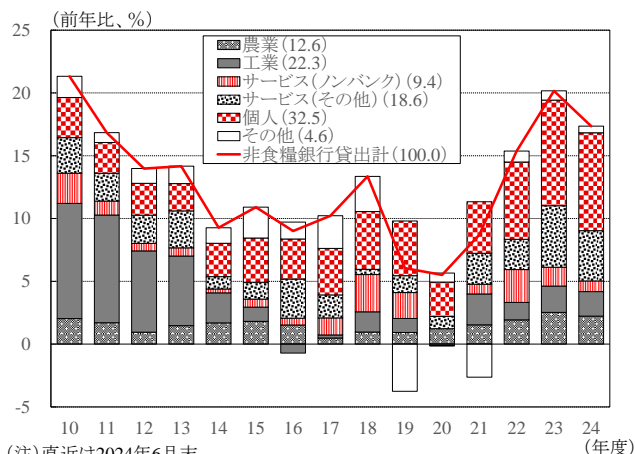
銀行貸出は、2010年代半ば以降、商業銀行に対する資産査定と規制強化などにより伸び悩みが続いた (図表2-6-4)。国営銀行は、政府の方針を受け、インフラ建設や航空・通信などに対して、楽観的な見通しと貸出評価基準に基づき貸出を拡大させたものの、成長鈍化に加え、許認可手続きの遅れや規制の影響などでプロジェクトが遅延し、融資の焦げ付きにつながった経緯がある。コロナ禍以降は、景気回復に加えて不良債権 (Non-performing Assets: NPA) 処理の進展もあり、2023年にかけて銀行貸出の伸びが加速、2024年に入りやや鈍化しているものの、なお二桁の高い伸びが続いている。分野別では、個人向け (Personal Loan) やサービス向けが牽引役となっており、貸出残高に占める個人向けの割合は3割超まで拡大している。

2010年代半ば以降、商業銀行貸出の伸び悩みが続く中、相対的に規制が緩いNBFCsによる貸出が急拡大したが、前述の2018年の一部NBFCsの流動性危機などを契機に伸

<sup>56</sup> 開発・運用はインド決済公社 (National Payments Corporation of India: NPCI)。その後民間事業者にも開放。

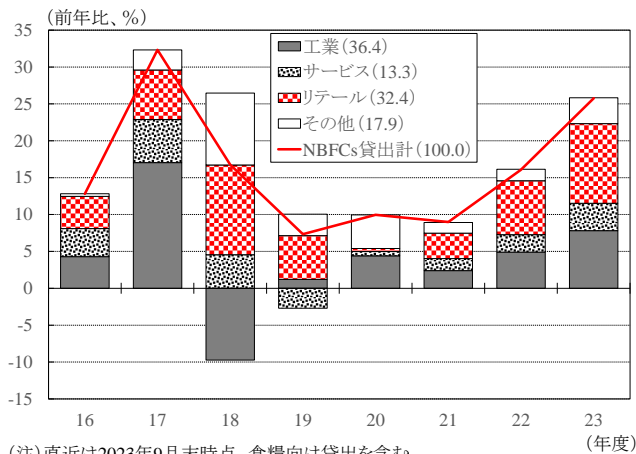
びが鈍化した（図表 2-6-5）。2023 年半ばにかけては、インフラを中心とする工業向けに加えて、リテール向け（Retail loans）が伸びを高め、リテール向けの割合は全体の 3 割超に拡大している。

図表 2-6-4：商業銀行貸出の推移



(注)直近は2024年6月末。  
分野名後の括弧内は全体に占めるシェア(2024年3月末時点)。  
(資料)RBI統計より国際通貨研究所作成

図表 2-6-5：NBFCs 貸出の推移



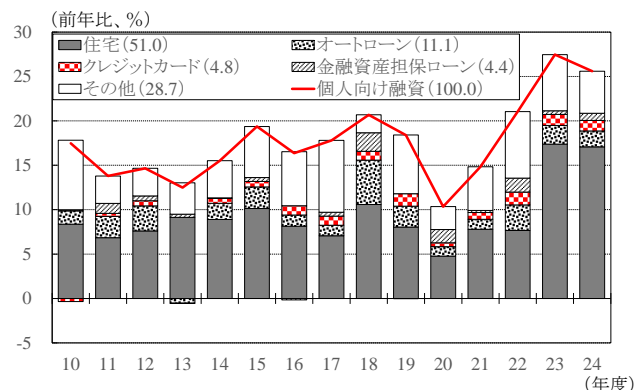
(注)直近は2023年9月末時点。食糧向け貸出を含む。  
分野名後の括弧内は直近の合計に占めるシェア。  
(資料)RBI統計より国際通貨研究所作成

### 家計向け貸出の動向

商業銀行の個人向け貸出（Personal Loan）は、住宅ローンが全体の約 5 割を占め、オートローン（11.1%）がこれに続く（図表 2-6-6）。2023 年は HDFC 銀行による住宅開発金融会社（HDFC）の吸収合併も押し上げ要因となった。クレジットカードローン（4.8%）やその他のローンのシェアはまだ小さいものの、高い伸びを示している。

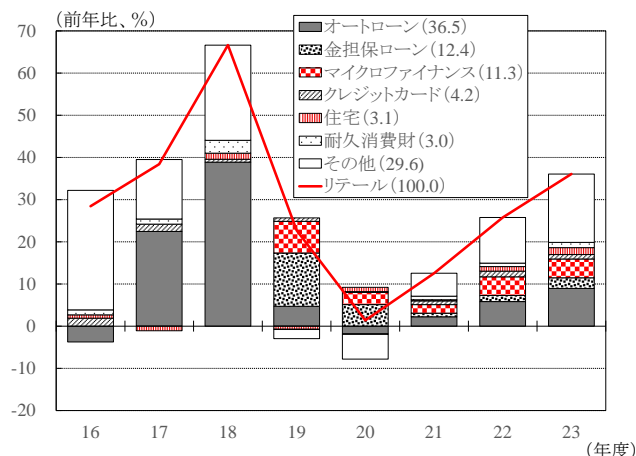
NBFCs（住宅金融会社を除く）の個人向け貸出（Retail Loan）は、2021 年度以降、伸びが加速しており（図表 2-6-7）、オートローン（全体の 36.5%）や金担保ローン（12.4%）のほか、無担保ローンの拡大なども押し上げ要因になっているとみられる。

図表 2-6-6：商業銀行の個人向け融資（目的別）



(注)『金融資産担保ローン』は、定期預金、株・債券、金・装飾品などを担保とする融資。『その他』は、教育、耐久消費財購入のためのローンを含む。  
分野名後の括弧内は個人向け融資に占める割合(2024年3月末時点)。  
直近は2024年6月末。  
(資料)RBI統計より国際通貨研究所作成

図表 2-6-7：NBFCs の個人向け貸出



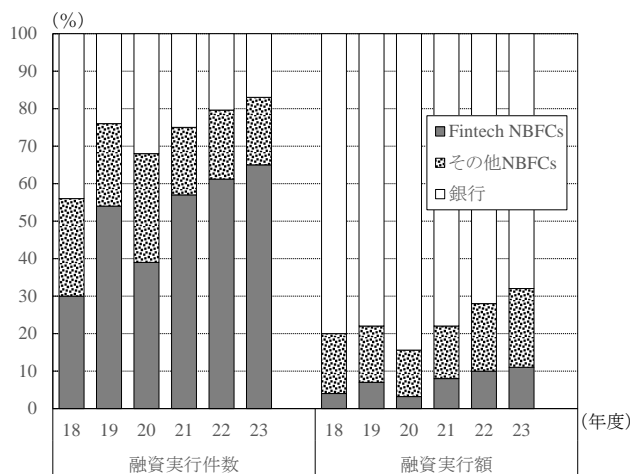
(注)直近は2023年9月末時点。分野名後の括弧内は直近の合計に占めるシェア。  
(資料)RBI統計より国際通貨研究所作成

2023 年末時点の家計債務残高は GDP 比 40%と相対的に低水準にあるほか、2023 年 3 月末時点の家計の債務返済比率（DSR）は 6.7%と総じて低水準にある<sup>57</sup>。ただし RBI は、借り手の 3 分の 2 以上が一定の信用力を有し、延滞率は低下傾向を示しているものの、5 万ルピー以下の小口ローンの延滞率の高さ、NBFC-Fintech（小口ローン残高の 46.8%）やその他の NBFCs（26.0%）の延滞率の高さ、小口ローンの借り手は複数のローンを抱える傾向が強い点などを警戒すべき点として指摘している<sup>58</sup>。RBI は 2023 年 11 月に商業銀行および NBFCs の消費者向け信用のリスクウェイト引き上げており<sup>59</sup>、今後の貸出ペースが鈍化する可能性がある。

### デジタルローン

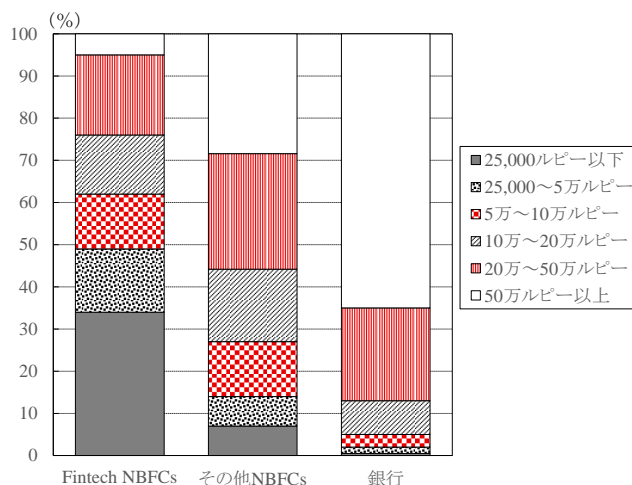
近年、商業銀行や NBFCs それぞれのウェブサイトやモバイルアプリケーション、あるいは FinTech との協働など様々な形態でのデジタルレンディングが拡大しつつある。商業銀行は、特に個人（Personal）向けや零細中小企業（MSME）向け貸出のデジタル化を進めている。2022 年度の商業銀行 5 行（個人向け貸出に占めるシェア 53%）の個人向け融資の約 4 割はデジタルな手段により実行された<sup>60</sup>。2023 年度の個人向け融資（Personal Loan）に占める NBFCs-FinTech の割合は、実行額では 11%にとどまるものの、件数では 65%に拡大している（図表 2-6-8）。NBFCs-FinTech の顧客層は、世帯年収 30 万～120 万ルピー<sup>61</sup>の若年層が多く、かつ小口融資の割合が大きい（図表 2-6-9）。

図表 2-6-8 : Personal Loan における市場シェアの推移



(資料)FACE [2024]より国際通貨研究所作成

図表 2-6-9 : Personal Loan の 1 件あたり融資額



(資料)FACE[2024]より国際通貨研究所作成

<sup>57</sup> 主要指定商業銀行 12 行（リテールローン全体の約 80%を占める）を対象とする調査（RBI, 2023d）

<sup>58</sup> RBI [2024c]

<sup>59</sup> <https://www.rbi.org.in/Scripts/NotificationUser.aspx?Id=12567&Mode=0>

<sup>60</sup> RBI [2024d]

<sup>61</sup> 約 53 万円～210 万円（1 ルピー＝1.75 円換算）。

## 耐久消費財の購入における BigTech の活用

BigTech のプラットフォームで耐久消費財を購入する際のクレジット・オプションとしては、クレジットカードによる購入（一括払い）、UPI（クレジット・ライン、Rupay クレジットカードのリンク）、後払い（Buy Now, Pay Later: BNPL）、分割払い（コスト無し）、分割払い（スタンダード）がある。

2024 年 7 月に RBI が実施したサンプル調査<sup>62</sup>では、商品の購入に利用可能な分割オプションのうち、約 8 割は分割払い（スタンダード）で、残りは分割払い（コスト無し）となっている。また、クレジットカードでの分割払いの金利は相対的に低い（ただし、ローンの期間に左右）一方、BNPL ローンでは 24%と高金利が適用されるケースもあるとみられる。なお、商業銀行が BigTech を通じて融資する耐久消費財ローン全体の約 5 割は 13%以下の金利が適用されている。UPI を活用した決済サービスの提供は、30 の事業者と商業銀行 10 行の提携により行われているものの、2024 年 3 月時点の市場シェアは、PhonePe<sup>63</sup>（ウォルマート系）が 48%、GooglePay（グーグル系）37%、地場の Paytm が 9%となっている<sup>64</sup>。

## （2）金融セクターの健全性

### 商業銀行

商業銀行の NPA 比率は、2015 年以降、RBI の指示に基づき商業銀行が資産査定厳格化を進めた結果、国営銀行を中心に 2018 年にかけて急上昇したが、2024 年 3 月末には 2.8%と 12 年ぶりの水準まで低下した（図表 2-6-10）。コロナ禍では、企業の倒産の増加を抑制する観点から、政府が「破産倒産法（The Insolvency and Bankruptcy Code(IBC), 2016）」の規定に基づく各種手続きを一時停止したほか、RBI も不良債権の条件緩和等の措置などをとったものの、2021 年以降はこうした措置が解除されたこともあり、資産債権会社（Asset Reconstruction Companies: ARCs）への資産売却を含めて NPA の処理が加速した。

NPA 比率を業種別にみると、全体として低下傾向がみられるが、コロナ禍で打撃を受けた宝石・宝飾品（2024 年 3 月末時点：6.7%）や建設（6.5%）などの一部で相対的に高い水準にある。個人向けは全体としてみると低水準（1.2%）にあるものの、内訳では、内訳では、教育ローン（3.6%）やクレジットカード債権（1.3%）が押し上げ要因となっている。クレジットカード債権の NPA 比率については、特に国営銀行（11.3%）の高さが目立つ。民間銀行に比べてクレジットカード市場への参入が遅れた国営銀行が Tier-II および Tier-III の都市などを中心にビジネスを拡大させていることなどが影響しているとみられる。

<sup>62</sup> 対象は 15 のカテゴリーにおける 150 の商品。

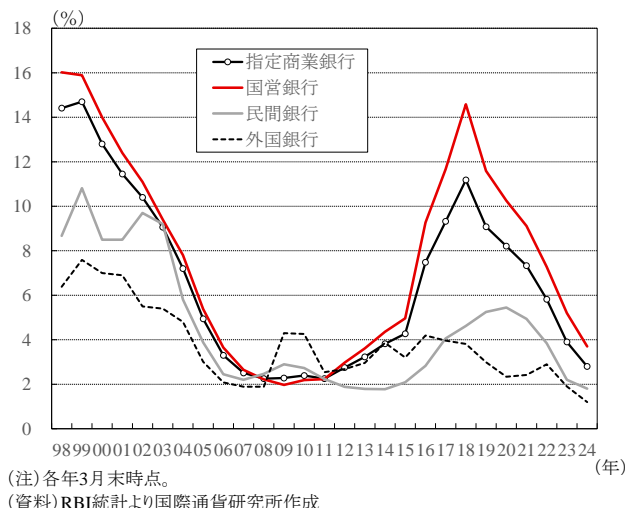
<sup>63</sup> ウォルマート傘下の E コマース企業（フリップカート）が所有。

<sup>64</sup> <https://economictimes.indiatimes.com/tech/technology/paytm-upi-payments-drop-further-in-march-phonepe-google-pay-show-gains/articleshow/109167691.cms?from=mdr>

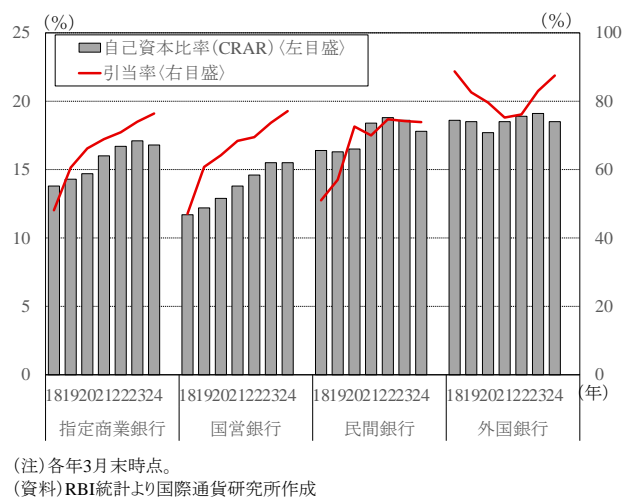


2024年3月末時点の商業銀行の自己資本比率（Capital to Risk-weighted Assets Ratio: CRAR）は16.8%、引当率は76.4%と全体として改善がみられるほか（図表2-6-11）、流動性カバレッジ比率（LCR）も130.3%と最低必要水準（100.0%）を上回っている。

図表 2-6-10：商業銀行の不良債権比率の推移



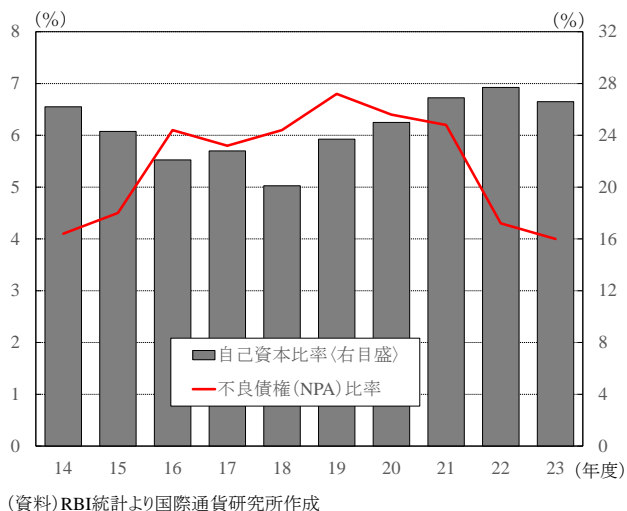
図表 2-6-11：商業銀行の自己資本比率と引当率



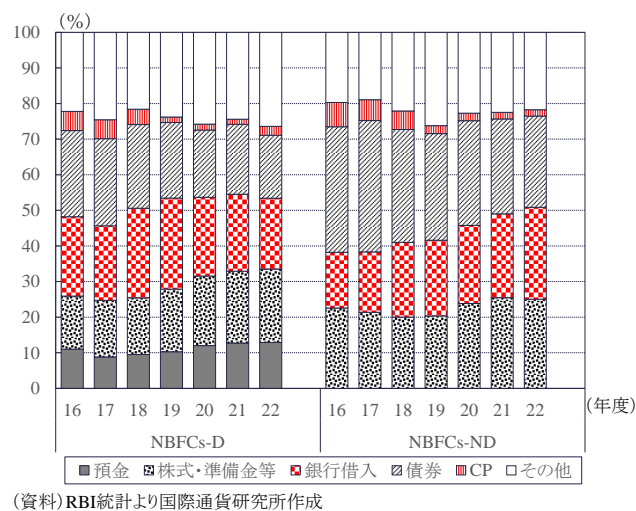
### NBFCs

NBFCsのNPA比率（破綻処理中のものを含む）は、2020年3月末時点の6.8%から2024年3月末には4.0%まで低下した（図表2-6-12）。リテール向けでは、オートローンが5.0%と相対的に高い水準にあるものの、それ以外については3%以下の低水準にある。引当金カバー率（PCR）は、2020年3月末の51.5%から2024年3月末には72.1%まで上昇、CRARについても、26.6%と最低必要水準（15%）を上回っている。

図表 2-6-12：NBFCsの不良債権と自己資本比率の推移



図表 2-6-13：NBFCsの負債構造



NBFCs-ND は、従来の社債や CP の発行といった市場での資金調達から、近年は銀行借入への依存を高めつつある（図表 2-6-13）。RBI は、金融システムの安定性確保に向けて、2023 年 11 月に銀行の NBFCs 向け融資に対するリスクウェイトを引き上げた（即日施行）<sup>65</sup>。

### （3）小括

インドでは、銀行口座保有率こそ急速に高まっているものの、フォーマルな金融機関からの借入へのアクセスは成人の 1 割程度にとどまるなど、金融深化および金融包摂上の課題は大きい。FinTech を含む NBFCs などが提供するローンの拡大などがギャップを埋める上で一定の役割を果たしつつあるなか、RBI は、NBFCs を含む金融システム全体の健全な発展を主眼に規制枠組みの整備・強化など慎重なアプローチを採用している。

中長期的には、所得水準の向上に伴う旺盛な消費拡大を背景に、消費者向け信用の拡大が見込まれる。ただし、金融機関が与信判断材料として参照する信用情報機関のスコア保有者はまだ限られ、長い目でみてスコア保有者の拡大、消費者の信用力および金融リテラシーの向上などが課題として指摘される。政府が India Stack の一部としてオルタナティブデータを活用した無担保ローンへのアクセス拡大の枠組みを導入するなど、デジタル技術を活用した金融・社会インフラの整備も金融包摂の実現につながることを期待される。

---

<sup>65</sup> <https://www.rbi.org.in/Scripts/NotificationUser.aspx?Id=12567&Mode=0>

## 7. 今後の展望と課題

アジア主要国では、金融深化および金融包摂の進捗に大きな開きがある。また、インドネシアやフィリピン、インドなど「人口ボーナス」期にある国々では、国内製造業の未発達や非効率な労働市場、社会的慣習など様々な要因を背景に、不安定な雇用・所得環境に置かれていることが、金融サービスへのアクセスの妨げの一因になっている。

こうしたなか、銀行による金融サービスのデジタル化や新たなモバイルバンキングアプリの導入、フィンテックなどによるデジタル金融サービスの提供に加えて、銀行とフィンテックによる連携の動きも活発化している。顧客層に応じた多様な金融サービスの選択肢が広がることにより、金融包摂及び金融サービスの高付加価値化への相乗効果を通じて、低所得層を含むリテール金融市場拡大が期待される。

中長期的には経済成長および所得水準の向上に伴う消費者ローン市場の拡大が見込まれるものの、雇用・所得環境の改善による中間層の拡大と信用情報の蓄積・改善が鍵となる。規制枠組みの整備と併せて消費者のリテラシー向上を通じたリテール金融市場の健全な発展が期待される。

また、市場の拡大ペースは各国のクレジットサイクルや金融当局の規制動向等の影響を受ける可能性を念頭に置く必要がある。金融深化の観点で先行するタイでは、高水準の家計債務を受けた規制強化の影響などが、当面、消費者向け貸出拡大の重石となる可能性がある。近年、金融深化が急速に進展したベトナム、カンボジアでも、金融機関の不良債権比率の上昇に伴う貸出基準の厳格化などに伴い、短期的に拡大ペースが緩やかとなる可能性をみておく必要がある。インドネシア、インドといった金融深化の途上にあり、かつ内需主導の成長が見込まれる国においては、消費者向けを含む金融市場の拡大余地は大きいとみられるが、金融当局が金融システム全体の健全な発展を主眼に規制枠組みの整備・強化など慎重なアプローチを採っており、経済成長および所得水準の向上に見合ったペースでの拡大が予想される。

以 上

## <主な参考文献>

### I. 総論

- ASEAN Secretariat, Australian Aid and UNCTAD [2015], “Consumer Credit and Banking,” 21 December 2015 (<https://asean.org/wp-content/uploads/2021/01/Consumer-Credit-Banking-Module.pdf>)
- BIS [2017], “The real effects of household debt in the short and long run,” BIS Working Papers No 607, 26 January 2017 (<https://www.bis.org/publ/work607.htm>)
- Cambridge Centre for Alternative Finance [2020], “The 2nd Global Alternative Finance Market Benchmarking Report,” August 2020 (<https://www.jbs.cam.ac.uk/wp-content/uploads/2021/06/ccaf-2021-06-report-2nd-global-alternative-finance-benchmarking-study-report.pdf>)
- OECD [2021], “Strengthening Macroprudential Policies in Emerging Asia,” 29 Jun 2021 (<https://doi.org/10.1787/6f1ed069-en>)

### II. 各国編

#### 1. タイ

- 北野陽平[2016]、「ASEANにおける中小企業金融の現状と今後の展望」野村資本市場研究所、野村資本市場クォーターリー2016 冬号 2016 Vol.19-3 WINTER (<http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2016/2016win07.pdf>)
- 野村総合研究所[2015]、「タイにおける金融インフラ整備支援のための基礎的調査」報告書、平成 26 年度金融庁委託調査、2015 年 3 月 (<https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20150626-2/01.pdf>)
- Bank of Thailand (BOT) [2020], “Financial Access Survey of Thai Households 2022,” (<https://www.bot.or.th/en/research-and-publications/reports/financial-access-survey-of-thai-household1.html>)
- [2022a], “รายงานผลสำรวจการเข้าถึงบริการทางการเงินภาคครัวเรือน ปี 2565 (Financial Access Survey of Thai Households 2022),” ([https://www.bot.or.th/content/dam/bot/documents/th/research-and-publications/reports/financial-access-survey-of-thai-household/fin\\_access\\_survey\\_full\\_report\\_2022\\_th.pdf](https://www.bot.or.th/content/dam/bot/documents/th/research-and-publications/reports/financial-access-survey-of-thai-household/fin_access_survey_full_report_2022_th.pdf)) (タイ語)
- [2022b], “Financial Stability Report 2022.” (<https://www.bot.or.th/content/dam/bot/documents/en/research-and-publications/reports/financial-stability-report/FSR2022e.pdf>)

- [2023], “Thailand’s household debt situation and financial vulnerabilities,” Monetary Policy Report Q4/2023 Box4. 28 November 2023([https://www.bot.or.th/content/dam/bot/documents/en/our-roles/monetary-policy/mpc-publication/monetary-policy-report/mpr-box/MPR\\_2023\\_Q4\\_BOX4.pdf](https://www.bot.or.th/content/dam/bot/documents/en/our-roles/monetary-policy/mpc-publication/monetary-policy-report/mpr-box/MPR_2023_Q4_BOX4.pdf))
- [2024a], “Debt deleveraging process of Thai households,” Monetary Policy Report Q1/2024 Box3. 9 April 2024 ([https://www.bot.or.th/content/dam/bot/documents/en/our-roles/monetary-policy/mpc-publication/monetary-policy-report/mpr-box/MPR\\_2024\\_Q1\\_BOX3.pdf](https://www.bot.or.th/content/dam/bot/documents/en/our-roles/monetary-policy/mpc-publication/monetary-policy-report/mpr-box/MPR_2024_Q1_BOX3.pdf))
- [2024b], “Banking Sector Quarterly Brief (Q1 2024),” 21 May 2024 (<https://www.bot.or.th/en/news-and-media/news/news-20240521.html>)
- Krungsri Research [2020a], “Industry Outlook 2020-2022: Auto Hire Purchase,” 20 January 2020 (<https://www.krungsri.com/en/research/industry/industry-outlook/financial-services/auto-hire-purchase/io/io-auto-hire-purchase-20>)
- [2020b], “Industry Outlook 2021-2023: Credit Card,” 26 November 2020 (<https://www.krungsri.com/en/research/industry/industry-outlook/financial-services/credit-card/io/io-credit-card-2021>)
- [2024a], “Industry Indicator : Credit Card,” 05 April 2024 (<https://www.krungsri.com/en/research/industry/industry-outlook/financial-services/credit-card/ii/industry-indicator-credit-card>)
- [2024b], “Thai Household Debt and risks to the economy,” 17 May 2024 (<https://www.krungsri.com/en/research/research-intelligence/household-debt>)
- National Statistical Office Thailand (NSO) [2024], “The Household Socio-Economic Survey 2023,” ([https://www.nso.go.th/nsoweb/nso/survey\\_detail/qC](https://www.nso.go.th/nsoweb/nso/survey_detail/qC))

## 2. インドネシア

- Nishimura & Asahi [2024]、「インドネシア：P2P 融資業の規制の最新情報」アジアニューズレター、2024 年 5 月 21 日号 ([https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletters/file/asia\\_240521\\_ja.pdf](https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletters/file/asia_240521_ja.pdf))
- Bank Indonesia [2024a], “Financial Stability Review No.42, March 2024” 27 June 2024 ([https://www.bi.go.id/en/publikasi/laporan/Pages/KSK\\_4224.aspx](https://www.bi.go.id/en/publikasi/laporan/Pages/KSK_4224.aspx))
- [2024b], “Indonesia Financial System Statistics Period July 2024,” 26 July 2024 ([https://www.bi.go.id/en/statistik/ekonomi-keuangan/sski/Pages/SSKI\\_Juli\\_2024.aspx](https://www.bi.go.id/en/statistik/ekonomi-keuangan/sski/Pages/SSKI_Juli_2024.aspx))
- [2024c], “Banking Survey Quarter 2 - 2024,” 30 July 2024 (<https://www.bi.go.id/en/publikasi/laporan/Pages/Survei-Perbankan-TwII-2024.aspx>)

BPS(Statistics Indonesia)[2023], “The National Labor Force Survey Booklet,” December 2023 (<https://www.bps.go.id/en/publication/2023/12/22/ffb3e2d42b94d727d97e78d8/the-national-labor-force-survey-booklet-august-2023.html>)

International Monetary Fund (IMF) [2024], “Indonesia: Financial Sector Assessment Program - Financial System Stability Assessment,” August 8, 2024 (<https://www.imf.org/en/Publications/CR/Issues/2024/08/08/Indonesia-Financial-Sector-Assessment-Program-Financial-System-Stability-Assessment-553313>)

Otoritas Jasa Keuangan (OJK) [2024a], “Roadmap of Financing Companies Development and Strengthening 2024-2028,” March 5, 2024 (<https://ojk.go.id/en/berita-dan-kegiatan/info-terkini/Pages/Roadmap-of-Financing-Companies-Development-and-Strengthening-2024-2028.aspx>)

----- [2024b] “The Quarterly Report on Indonesia Financial Sector Development: Q1 2024,” 24 June 2024 (<https://www.ojk.go.id/iru/publication/detailpublication/12431/the-quarterly-report-on-indonesia-financial-sector-development-q1-2024>)

----- [2024c], “Indonesia Banking Statistics - May 2024,” July 25, 2024 (<https://www.ojk.go.id/en/kanal/perbankan/data-dan-statistik/statistik-perbankan-indonesia/Pages/Indonesia-Banking-Statistic---May-2024.aspx>)

----- [2024d] “Laporan Triwulan I – 2024,” 8 August 2024 (<https://www.ojk.go.id/id/data-dan-statistik/laporan-triwulanan/Pages/Laporan-Triwulan-I---2024.aspx>)

### 3. フィリピン

Bangko Sentral ng Pilipinas [2023], “Report on the Philippine Financial System,” September 2023 ([https://www.bsp.gov.ph/Lists/Report%20on%20the%20Philippine%20Financial%20System/Attachments/32/StatRep\\_2Sem2023.pdf](https://www.bsp.gov.ph/Lists/Report%20on%20the%20Philippine%20Financial%20System/Attachments/32/StatRep_2Sem2023.pdf))

----- [2024], “Annual Report 2023” ([https://www.bsp.gov.ph/Media\\_And\\_Research/Annual%20Report/AnnRep\\_2023.pdf](https://www.bsp.gov.ph/Media_And_Research/Annual%20Report/AnnRep_2023.pdf))

### 4. ベトナム

国際協力銀行[2023]、「第 17 章 金融制度」『ベトナムの投資環境』2023 年 2 月 ([https://www.jbic.go.jp/ja/information/investment/image/inv\\_vietnam17.pdf](https://www.jbic.go.jp/ja/information/investment/image/inv_vietnam17.pdf))

IMF[2022], “2022 ARTICLE IV CONSULTATION–PRESS RELEASE; STAFF REPORT; AND STATEMENT BY THE EXECUTIVE DIRECTOR FOR VIETNAM,” July 2022 (<https://www.imf.org/en/Publications/CR/Issues/2022/07/05/Vietnam-2022-Article-IV-Consultation-Press-Release-Staff-Report-and-Statement-by-the-520395>)

The State Bank of Viet Nam [2023], “Annual Report 2022,” December 2023 (<https://www.sbv.gov.vn/webcenter/ShowProperty?nodeId=/UCMServer/SBV604623//idcPrimaryFile&revision=latestreleased>)

## 5. カンボジア

AMRO [2022], “AMRO Annual Consultation Report Cambodia - 2022,” December 2022 ([https://amro-asia.org/wp-content/uploads/dlm\\_uploads/2023/04/AMRO-Annual-Consultation-Report-on-Cambodia-2022\\_for-publication.pdf](https://amro-asia.org/wp-content/uploads/dlm_uploads/2023/04/AMRO-Annual-Consultation-Report-on-Cambodia-2022_for-publication.pdf))

----- [2023], “AMRO’s 2023 Annual Consultation Report on Cambodia,” December 21, 2023 (<https://amro-asia.org/amros-2023-annual-consultation-report-on-cambodia/>)

## 6. インド

井上武[2020]、「インドの金融発展－経済成長と貧困削減に向けた銀行部門の役割－」晃洋書房、2020年10月30日

福地亜希[2019]、「景気拡大への重石となることが懸念されるインドのノンバンク問題」国際通貨研究所『IIMAの目』ei2019.19、2019年7月8日 (<https://www.iima.or.jp/docs/column/2019/ei2019.19.pdf>)

----- [2021a]、「インドにおける不良債権問題～Bad Bankは打開策となるのか？」国際通貨研究所『IIMAの目』ei2021.17)、2021年6月7日 (<https://www.iima.or.jp/docs/column/2021/ei2021.17.pdf>)

----- [2021b]、「インドの経済情勢と今後の見通し～コロナ後は金融セクターと地政学リスクに焦点～」国際通貨研究所 Newsletter (nl.2021.15)、2021年9月29日 (<https://www.iima.or.jp/docs/newsletter/2021/nl2021.15.pdf>)

----- [2023]、「インドの金融セクター～健全化で進展も、成長分野への資金供給拡大が課題～」国際通貨研究所『IIMAコメンタリー』ei2023.17、2023年8月1日 (<https://www.iima.or.jp/docs/column/2023/ei2023.17.pdf>)

Deposit Insurance and Credit Guarantee Cooperation (DICGC) [2023], “Annual Report 2022-23 - English,” July 2023 ([https://www.dicgc.org.in/PUB\\_AnnualReports.html](https://www.dicgc.org.in/PUB_AnnualReports.html))

Fintech Association for Consumer Empowerment (FACE) [2024], “Fintech Personal Loans, Apr 18-Mar 24,” 29 Jul 2024 ([https://faceofindia.org/wp-content/uploads/2024/07/Fintech-Personal-Loans-Mar-2024\\_website-1.pdf](https://faceofindia.org/wp-content/uploads/2024/07/Fintech-Personal-Loans-Mar-2024_website-1.pdf))

International Monetary Fund (IMF) [2018], “Financial System Stability Assessment,” Country Report No. 2017/390, Washington, DC. December 21, 2017 (<https://www.imf.org/en/Publications/CR/Issues/2017/12/21/India-Financial-System-Stability-Assessment-Press-Release-and-Statement-by-the-Executive-45497>)

- [2022],” Financial Sector and Economic Growth in India,” July 8, 2022 (<https://www.imf.org/en/Publications/WP/Issues/2022/07/08/Financial-Sector-and-Economic-Growth-in-India-520580>)
- [2023a], “India’s Financial System : Building the Foundation for Strong and Sustainable Growth,” July 6, 2023 (<https://www.imf.org/en/Publications/Books/Issues/2023/07/06/Indias-Financial-System-Building-the-Foundation-for-Strong-and-Sustainable-Growth-523790>)
- 「インドの金融システム：力強く持続的な成長の基盤づくり」（抜粋版)
- National Payments Corporation of India (NPCI) [2023], “The Rise and Evolution of India’s Digital Finance,” 2023 (<https://www.npci.org.in/PDF/npci/knowledge-center/partner-whitepapers/The-Rise-and-Evolution-of-India's-Digital-Finance.pdf>)
- Reserve Bank of India (RBI) [2021a], “Discussion Paper on Revised Regulatory Framework for NBFCs - A Scale-Based Approach,” Jan 22, 2021 (<https://rbi.org.in/scripts/PublicationsView.aspx?Id=20316>)
- [2023a], “An Analysis of the Recent Performance of NBFC Sector,” September 18, 2023 ([An Analysis of the Recent Performance of NBFC Sector - RBI](https://www.rbi.org.in/Scripts/AnnualPublications.aspx?head=Trend%20and%20Progress%20of%20Banking%20in%20India))
- [2023b], “Report on Trend and Progress of Banking in India,” December 27, 2023 (<https://www.rbi.org.in/Scripts/AnnualPublications.aspx?head=Trend%20and%20Progress%20of%20Banking%20in%20India>)
- [2023c], “Financial Stability Report, December 2023,” December 28, 2023 (<https://website.rbi.org.in/en/web/rbi/-/financial-stability-report-december-2023>)
- [2024a], “Dynamics of Credit Growth in the Retail Segment: Risk and Stability Concerns,” Articles, Reserve Bank of India Bulletin - January 2024, January 18, 2024 (<https://website.rbi.org.in/web/rbi/publications/rbi-bulletin/index?&publishDateFrom=2024-01-18&publishDateTo=2024-01-18&monthAndYear=false>)
- [2024b], “Annual Report for the Year 2023-24,” May 30, 2024 (<https://website.rbi.org.in/web/rbi/-/press-releases/annual-report-for-the-year-2023-24>)
- [2024c], “Financial Stability Report, June 2024,” June 27, 2024 (<https://www.rbi.org.in/Scripts/FsReports.aspx>)
- [2024d],” Report on Currency and Finance 2023-24,” July 29, 2024 (<https://website.rbi.org.in/web/rbi/-/publications/report-on-currency-and-finance-2024>)



当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2024 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <https://www.iima.or.jp>